# 第 23 回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議

日時：令和２年９月 28 日(月) 15：00～
場所：長野県庁本庁舎３階　特別会議室

## 次　　第

議　題

１　第２波の特徴とこれまでの対策について

２　新型コロナウイルス感染症長野県対応方針（10 月１日以降）について

３　各部局における対応について

４　その他

資料１

# 第２波の特徴とこれまでの対策について（案）
## ～６月から９月までの対応を振り返って～

令和２年９月 28 日
新型コロナウイルス感染症対策室

## １．　第２波の特徴

### （１）全国における状況等

**【感染者数等の状況】**

○　６月下旬以降、全国的な感染拡大が生じ、新規感染者数は８月第１週にピークを迎えた。**全国の感染者数は、**１日当たり**最大 1,595 人**［８月７日、報告日ベース］に及び、１週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数は**最大 7.62 人**［８月３～９日］となるなど、**第１波の状況**（１日当たりの感染者数最大 708 件［４月 10 日、報告日ベース］、１週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数 3.11 人［４月８～14 日］）**に比べて非常に高い数値となった。**

○　反面、**第２波における重症者数**は１日当たり**最大 324 人**［９月２日、報告日ベース］、**死亡者数は 19 人**［９月４日、報告日ベース］、１か月間の調整致命率は 0.9%［８月 30 日時点推定値］となっているが、**感染者数が第１波の３倍以上に達したにもかかわらず、第１波のピーク**（1 日当たり重症者数 384 人［４月 28 日、報告日ベース］、死亡者数 91 人［４月 22 日、報告日ベース］、１か月の調整致命率 7.2%［5 月 31 日時点］）**には達しない状況となっている。**

**【第２波が発生・拡大した要因】**

○　６月下旬以降の全国の感染拡大は、国の有識者会議分科会によると、緊急事態宣言解除後、**大都市の夜の街（歓楽街、接待を伴う飲食店がある地域）に潜んでいたウイルスが顕在化**し、次のように感染が拡大していったものと考えられている。

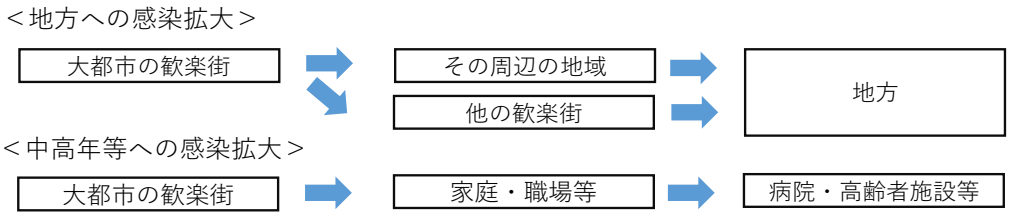


出典：内閣官房・新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

**【重症者・死亡者が少なく推移した要因】**

○　重症者数・死亡者数が少なく推移した要因について、国の有識者会議分科会では、**全国的に検査能力が大きく向上し、多くの軽症者・無症状者が早期に確認されるようになったこと**、また、**早期に医療機関において適切な対応が図られることにより重症化が防止されるようになったこと**を挙げている。さらに、接待を伴う飲食店の従業員をはじめ**若い世代の感染者に占める割合が高いこと**、院内・施設内感染が少なく**高齢者であっても比較的健康な者が多いこと**等もその要因であったとしている。

（２）長野県における状況等

【感染者数等の状況】

○　本県においては、７月 11 日以降、新規感染者数が増加し、第２波の感染者数は 229 人（９月 27 日時点）で、第１波の 76 人と比べて約３倍と増加した。また、１日当たりの感染者数は最大 19 人［８月 27 日、確定日ベース］、１週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数は 3.92 人［８月 27 日～９月２日］となり、第１波のピーク（最大７人［４月 10 日、確定日ベース］、1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数 1.17 人［４月８日～４月 14 日、４月 10 日～４月 16 日］）に比べて高い数値となった。

○　反面、第２波の感染者数に対する重症者数※の割合は 2.2%（５人/229 人）となり、第１波の 6.6%（５人/76 人）に比べて低い数値となっている。このうち、人工呼吸器の使用者数は第１波では５人全員であったが、第２波では０人に減少した。なお、ＥＣＭＯの使用者数は第１波、第２波ともに０人であった。死亡者数については第１波で０人、第２波で１人（80 代、基礎疾患あり）となった。

※重症者数：集中治療室（ICU）等での管理、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な患者数［厚生労働省事務連絡による定義］

【第２波が発生・拡大した要因】

○　本県における感染拡大の要因については、第１波と同様、県外の感染者が多い地域との往来によって感染が生じ、それが県内に広がったケースが多く見られた。また、県内での感染の広がりについては、第２波が到来した当初は様々なケースが見られたが、後半では８月上旬からの大町市、８月中旬からの上田市など、大都市における事例と同じく、繁華街における接待を伴う飲食店の利用や会食によって感染が拡大したものであった。

【重症者・死亡者数が少なく推移した要因】

○　重症者数・死亡者数が少なく推移した要因としては、国と同様に本県においても検査能力が大きく向上（PCR 等の最大検査能力　約 300 検体/日（６月末）⇒ 約 1,000 検体/日（７月末以降））し、多くの軽症者・無症状者が早期に確認されるようになったこと、また、医療機関において適切な治療法が浸透するなど早期の対応が図られることにより、重症化が防止されるようになったことが大きいと考えられる。また、第１波に比べて感染者に占める若い世代の割合が高いこと（感染者のうち 30 代以下の割合：第１波：42%、第２波：52%）も要因と考えられる。

# 県内の第１波・第２波における感染者の状況（９月 27 日時点）

【基本情報】

| | 第１波（2/25～） | 第２波（6/18～） |
|---|---|---|
| 感染者数 | 76 名 | 229 名 |
| 診断分類 | 患者確定例：68<br>無症状病原体保有者：8 | 患者確定例：198<br>無症状病原体保有者：31 |
| 性別 | 男性：44（57.9%）<br>女性：32（42.1%） | 男性：125（54.6%）<br>女性：104（45.4%） |
| 年代 | ※下図１参照 | ※下図１参照 |
| 基礎疾患 | あり：23（30.2%） | あり：64（27.9%） |
| 重症度 | ※下図２参照 | ※下図２参照 |
| 在院日数 | 中央値：23 日<br>（最短 8 日間～最長 113 日間） | 中央値：10 日<br>（最短２日間～最長 41 日間） |

図１：年代別の陽性者数

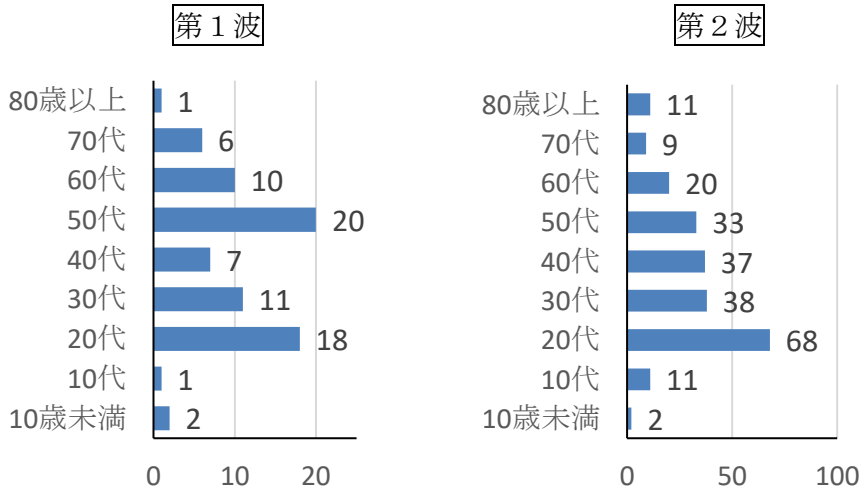


図２：症状別の陽性者

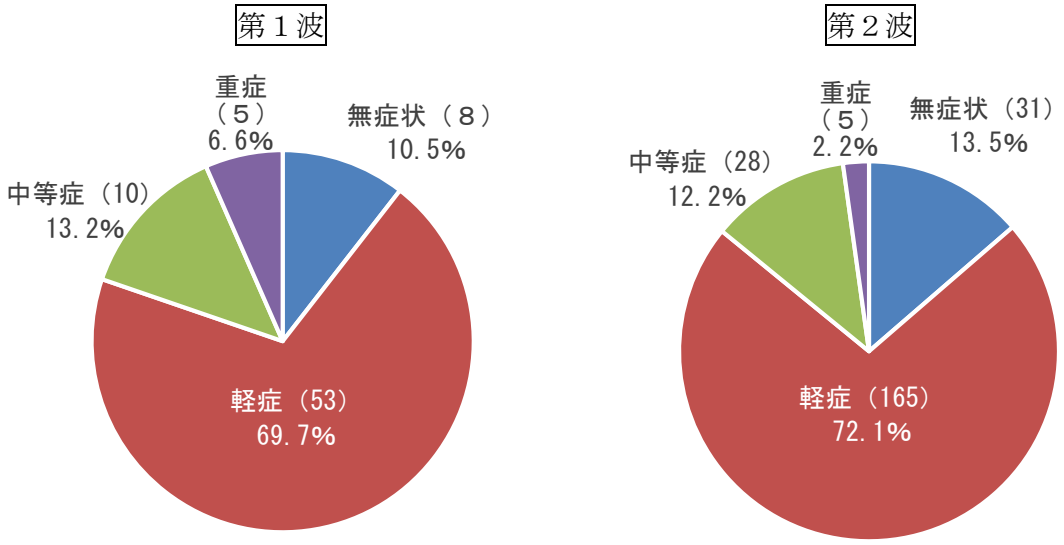

【1 週間の 10 万人当たり新規感染者数、モニタリング指標等】

| | 第１波（2/25～） | 第２波（6/18～） |
|---|---|---|
| １週間の 10 万人あたり新規感染者数（最大値） | 1.17 人<br>（24 人/週、４月８日～４月 14 日、４月 10 日～４月 16 日） | 3.92 人<br>（80 人/週、８月 27 日～９月２日） |
| 入院者/受入可能病床数の割合（最大値） | 22.47%<br>（４月 23 日、51 床/227 床） | 26.00%<br>（８月 31 日・９月１日、91 床/350 床） |
| 重症者/受入可能病床数の割合（最大値） | 25.00%<br>（４月 20 日、３床/12 床） | 4.16%<br>（８月 30 日、２床/48 床） |
| ＰＣＲ検査陽性率（最大値） | 6.42%<br>（４月 15 日） | 4.75%<br>（８月 28 日） |
| 人口 10 万人当たりの療養者数（最大値） | 2.50 人<br>（４月 23 日、24 日） | 4.47 人<br>（８月 31 日、９月１日） |
| 感染経路不明者の割合<br>（感染者数全体に対する割合） | 7.89%<br>（６人/76 人） | 22.42%<br>（50 人/223 人、調査中除く） |

（図３）週単位の新規感染者数と１週間の 10 万人当たり新規感染者数の推移

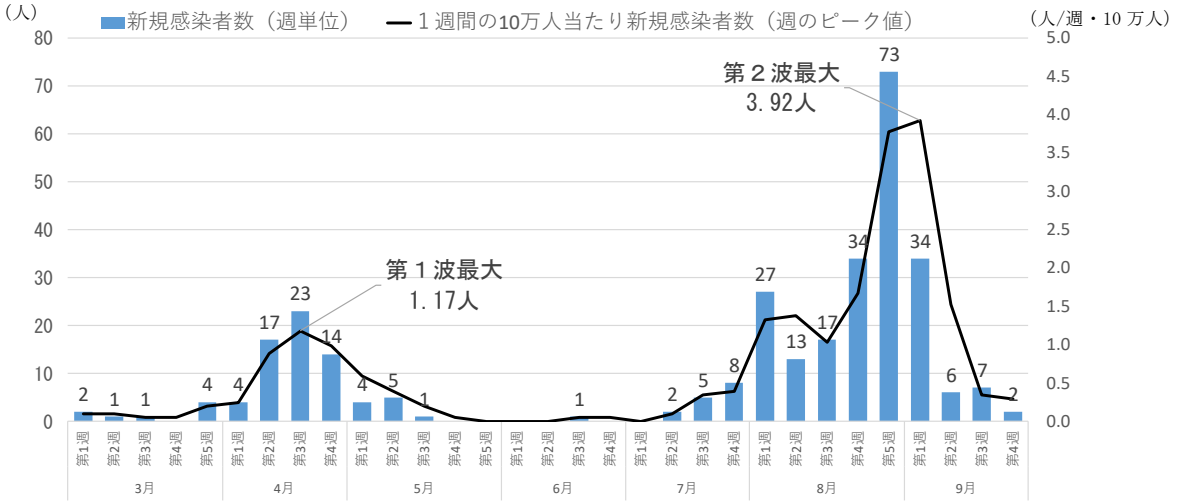


（図４）週単位の新規感染者数と受入可能病床数に占める入院者数及び重症者数の推移

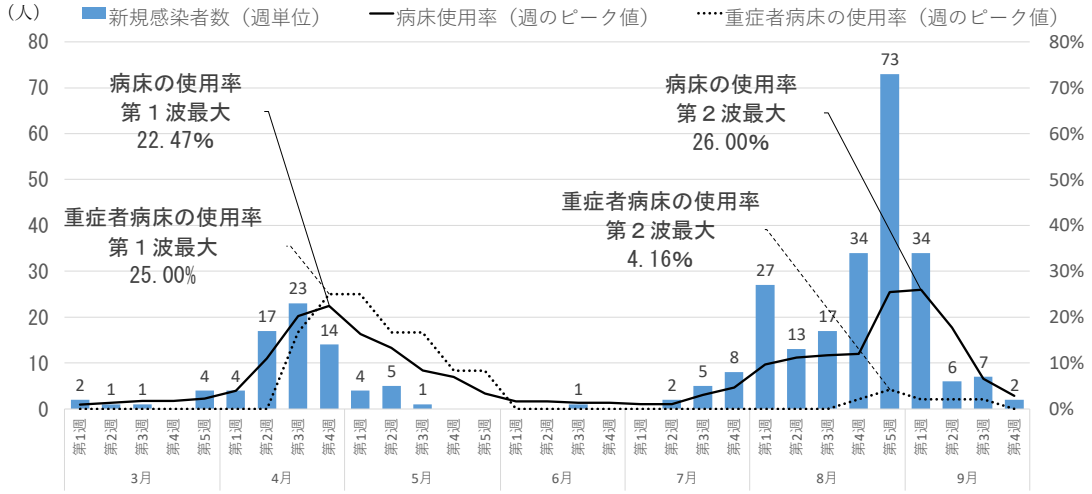

## ２．発生予防・まん延防止のための県の取組

県は、国の対策の方向性を踏まえて、「**長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例」の規定に基づき、有識者からの意見聴取を行った上で基本的対処方針及び対応方針を策定**し、対策を実施している。

### （１）県内外の感染状況の把握

**【県内のモニタリング】**

○　県では、県独自に定めた感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を把握するとともに、直近１週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数、入院者／受入可能病床数の割合、重症者／受入可能病床数の割合を重要な指標とし、他の指標も含めて常時モニタリングを行った。

○　また、感染警戒レベルについては、全県及び圏域ごとの感染者の発生状況に応じて、**より的確に対策を講じることができるよう基準の見直しを行い、レベル１から６までを設定**し、リスクと対応策を明確化した。

○　第２波においては、７月 11 日以降の感染者数の増加を受け、当該基準に基づき、７月 29 日に全県に対して注意報を、８月４日には３圏域に対して警報を、さらに８月 28 日には上田圏域のレベルを４に引上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出するなど、感染状況に応じて対策を強化した。

○　こうした**感染警戒レベルの基準の明確化により、状況を的確に捉えるとともに、対応を迅速に行うことができた**ものと考えられる。ただし、第２波においては、第１波よりも検査が広く行われたことによって感染者数が多くなる傾向にあり、過度のアラートを発出することのないよう、感染者数に加えて重症者数、陽性率、感染経路不明の割合などの様々な指標を用いるとともに、濃厚接触者が的確に把握されているかなど、**リスクの状況を正確に捉えることにより、適切に運用していくことが今後も求められる。**

**＜感染警戒レベルに応じた状態と対応策＞**

| レベル | アラート | 状態 | 対応策 |
|---|---|---|---|
| Level１ | 平常時 | 感染者の発生が落ち着いている状態 | 「新しい生活様式」の定着の促進 |
| Level２ | 注意報 | 感染が確認されており、注意が必要な状態 | 市町村と連携して「注意報」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請 |
| Level３ | 警報 | 感染拡大に警戒が必要な状態 | 市町村と連携して「警報」を発令し、ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進 |
| Level４ | 特別警報 | 感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態 | ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討、全病床と宿泊施設の一部を確保 |
| Level５ | 非常事態宣言（県独自） | 感染が顕著に拡大している状態（ステージⅢ相当） | 外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止（休業）等の要請を検討、全病床・全宿泊施設を確保 |
| Level６ | 緊急事態宣言（特措法に基づく） | 国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態（ステージⅣ相当） | 緊急事態措置の実施を検討 |

＜全県・圏域の感染警戒レベルの経過＞

| 圏域等 | 経　　過 |
|---|---|
| 全　県 | 7月29日（レベル２）⇒　9月16日（レベル１） |
| 佐　久 | 8月　4日（レベル３）⇒　8月19日（レベル２）<br>8月25日（レベル３）⇒　9月10日（レベル２） |
| 上　田 | 8月　4日（レベル３）⇒　8月28日（レベル４）<br>⇒　9月12日（レベル３）⇒　9月14日（レベル２） |
| 諏　訪 | 9月　1日（レベル３）⇒　9月16日（レベル１） |
| 北アルプス | 8月12日（レベル３）⇒　8月29日（レベル２） |
| 長　野 | 8月25日（レベル３）⇒　9月10日（レベル２） |
| 北　信 | 8月　4日（レベル３）⇒　8月19日（レベル２） |

【県外のモニタリング】

○　県外における感染者の状況については、**１週間の人口10万人当たりの新規感染者数を毎日把握し、県ホームページで公表**するとともに、６月以降、1.0人を上回った場合には、往来に当たり慎重に行動するよう、また2.5人を上回った場合には、往来の必要性を改めて検討し、慎重に判断するよう呼びかけを行った。特に第２波は、夏季の帰省の時期と重なったことから、帰省にあたって慎重な対応をするよう注意喚起を行った。**県外との往来に当たり注意喚起を図ることは、首都圏との往来が盛んな本県においては重要な対策であり、一定の効果があった**ものと考えられる。

○　ただし、第２波では広く軽症者・無症状者が把握されるようになったため、感染者数が第１波よりも多く確認されており、また、感染防止策が浸透したこともあって**公共交通機関の利用や買い物など、日常の生活場面における感染はほとんど発生していない**ことが認められる。このため、**往来を控えるよう求めるのではなく、往来に当たってリスクの高い場所を避けることなど慎重な行動をとることによって、感染リスクをかなりの程度下げることが可能になった**ものと考えられる。

上記のような**第２波の状況を踏まえ、県外との往来に係る基準については、９月14日以降の対応方針において、1.0人・2.5人をそれぞれ2.5人・5.0人に緩和**したところであり、今後も県外の感染状況を継続的に把握するとともに、リスクを正しく捉え、必要な対策を講じていくことが必要と考えられる。

○　なお、県内の観光地・観光施設においては、**観光関連事業者における感染拡大予防ガイドラインの徹底など受け入れにあたっての対策が進められており、他県からの観光客による感染リスクの低下が期待できる状況**にある。また、**観光客に対しても「信州版新たな旅のすゝめ」による事前の健康観察など感染防止策への協力をお願い**しており、引き続き、観光における安全・安心のための取組を継続していくことが必要と考えられる。

（２）感染が増加した地域における県のまん延防止対策

○　国では、重症者・死亡者が比較的少なく推移したこともあって、緊急事態宣言を発出せず、地域や業種を限定した対策を推奨した。これを踏まえ、各都道府県において、「接待を伴う飲食店」や「酒類を提供する飲食店」（特定飲食店）への対策を主体とし、①感染拡大予防ガイドラインを遵守していない特定飲食店の利用の自粛、休業や営業時間短縮の要請等に加え、②こうした地域の特定飲食店の従業員等に対する積極的な検査が行われた。

○　本県においては、**レベル４として特別警報を発出した上田圏域において、以下の対策を実施**した。

①　上田保健所職員に加え、クラスター対策チームや応援職員の派遣による積極的疫学調査の徹底

②　感染拡大予防ガイドラインの遵守の徹底と、遵守していない接待を伴う飲食店等の利用を控えることの要請（特措法第 24 条第９項）

③　上田市と連携した同市中心市街地の「接待を伴う飲食店」の従事者を対象としたＰＣＲ検査の実施（165 名実施、うち陽性１名）

④　市町村が商店会等へ行う取組の支援

⑤　東信地域における宿泊療養施設の運用開始

⑥　保健所の体制強化

とりわけ①により、**多数の濃厚接触者・接触者に対する検査を徹底して実施したこと（約 750 名に検査実施）が、感染の更なる拡大を防止する上で効果的であった**と考えられる。

○　なお、第２波においては第１波のような全面的な外出自粛や、広範な業種に対する休業要請等を行わずに対応した。**第３波以降においても、こうした特定の地域、業種における感染拡大が顕著な場合には、第２波と同様にハイリスクな場所等に対する重点的な対策（集中的な検査、利用等の自粛・休業・営業時間短縮の要請）を中心に行っていくことが適切**と考えられる。

○　上田保健所には、延べ 102 人の職員（保健師 86 人、臨床検査技師２人、事務職員等 14 人）を他の保健所から派遣した。今回のように県内の一部地域で感染が拡大した場合に、人的資源を集中的に投入することは有効であり、平時から応援できる体制を整えておくことが重要である。また、複数圏域で同様の事案が発生した際など、通常の体制では対応困難な事態を想定し、保健所の体制強化を進める必要がある。

## ３．「新しい生活様式」の定着を推進する取組

### （１）感染拡大予防ガイドラインの周知とイベント開催に対する事前相談への対応

○　県では、「新しい生活様式」の実践を徹底するため、**８月７日以降、10 圏域の全ての対策本部地方部に「ガイドライン周知・推進チーム」を設置**し、事業者に対して、ガイドラインや「新型コロナ対策推進宣言」の周知、適切な感染防止策の徹底の呼びかけを行ってきた。（4,774 件、９月 11 日時点）

○　また、**民間のイベント開催に当たっては、**基本的な感染防止策の徹底を図るとともに、感染者が発生した場合の対応等を明確にするため、**７月 10 日以降、「全国的な人の移動を伴うイベント」や「参加者が 1,000 人を超えるようなイベント」を対象に、事前相談を実施**している。（52 件、9 月 27 日時点）

○　With コロナの状況下で社会経済活動の活性化を図るためには、感染リスクが高くなる業種を中心にガイドラインを周知・徹底するとともに、感染症対策を徹底した上でイベントを積極的に行うことが不可欠である。県としては、**市町村や関係団体と連携して、引き続きこうした取組を継続していくことが必要**と考えられる。

### （２）行動変容を促すための情報の発信

○　県では、「信州版『新たな日常のすゝめ』」の周知を図り、新しい生活様式の定着を推進するため、第１波以降も継続的に**多様な媒体（県ホームページ、Twitter、LINE、YouTube、テレビ CM、新聞広告、ラジオ、ウェブ広告等）を活用し、情報を発信**してきた。特に、**７月には個人の体調や行動履歴等が記入できる「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」を作成し、市町村と連携して県内全戸への配布**を行うとともに、テレビや新聞を通じて情報発信を行った。

○　また、**LINE 長野県公式アカウント「長野県新型コロナ対策パーソナルサポート」を９月８日にバージョンアップ**し、新型コロナの総合情報に加え、生活支援情報や相談窓口の案内などの情報の充実を図った。

○　８月に実施した県政モニターアンケートにおいても、こうした取組を通じて、感染防止対策等の認知度が向上していることが確認されており、一定の効果があったものと考えられる。今後については、新しい生活様式の更なる定着に向け、こうした取組を継続するとともに、**若年層や高齢者層に加え、外国人県民に向けた多言語での情報発信を強化**していく必要があると考えられる。

○　また、情報の発信にあたっては、内容によって誹謗中傷等につながることのないよう、**不安を軽減するための発信のあり方・方法に留意する**とともに、県内の医療提供体制の状況についても情報を提供することで、**“県民が正しく恐れ、正しく行動”ができるよう**呼びかけを行っていく必要がある。

## ４．医療提供体制等の充実に向けた取組

### （１）医療提供体制

○　患者の受け入れ体制については、これまでの発生状況を踏まえた患者推計により最大600人を想定し、**７月末までに病床350床（うち重症者48床）、宿泊施設250室を確保し、体制を強化した。**

○　感染者の入院について、病床の使用率は最大で26.00%（91床/350床）で、このうち重症者は4.16%（２床/48床）であり、また、**９月11日には、自衛隊と県看護協会の支援の下、東信地域に宿泊療養施設の運用**を開始した。

○　第２波では、感染者数が第１波の３倍に増加し、医療機関の負担が増すともに、８月下旬からは、感染が特定の圏域で急速に拡大したことから**圏域を超えて患者の受け入れの調整**を行った。

一方で、人工呼吸器を使用する患者がいなかったことや、国の退院基準の見直しにより、患者の**入院期間の短縮（第１波中央値23日、第２波中央値10日）**につながった。

○　今後、第３波に向けて、引き続き**医療提供体制を維持**していくとともに、医療機関の負担を軽減することが必要であり、状況に応じて**無症状者や軽症者の宿泊施設での療養**についても併せて取り組んでいくことが必要である。

○　なお、患者の受入調整において特に配慮が必要とされる周産期・小児・透析などの医療分野は、医療圏ごとに受入体制を確保したが、第１波に引き続き、第２波においても**特に調整を必要とする事案はなかった**。また、妊産婦に関しては、**近隣県に先駆けて８月１日から妊産婦総合対策事業を開始**し、希望する妊婦に無料で検査を実施している。今後も引き続き検査に応ずるとともに、妊産婦の不安に対する寄り添った支援に取り組んでいく。

### （２）相談・検査体制

#### ①　相談体制

○　県庁に設置している一般相談窓口や11保健所の有症状者相談窓口において対応する体制を構築し、３月から５月までの期間では51,623件、７月から９月までの期間では31,865件の相談に対応した。相談の内訳では、有症相談が増え、その他の相談が減っていることから、**新型コロナウイルス感染症に関する一般的な認識が広がっていることが伺える**。

○　第１波に相当する期間（３月～５月）の**「検査数／相談数」の値が約5.8%**であったのに比べ、第２波に相当する期間（７月～９月）の**同値は約43.9%**であった。また、**推定発症日から陽性確定日までの日数の中央値が、第１波の6.0日に対して第２波では3.0日になっている**。検査体制の強化と相まって、多くの相談を速やかに検査に繋いでいると考えられる。

○　また、７月１日以降、**相談窓口のうち一部の時間帯を業者委託とすることで、相談対応に係る保健所の負担軽減**を図るとともに、８月１日には業者委託の回線を２回線から５回線に増設し、同時に応対できる体制を整備した。これにより、個別の相談にきめ細かく対応できるようになり、必要な者を検査に繋ぎやすくなった。

○　なお、国の有識者会議分科会では、季節性インフルエンザの流行期に備え、**かかりつけ医等地域の身近な医療機関も含めた新しい相談・診療・検査体制を整備することとしており、こうした方向も踏まえ今後の相談体制を整備**していく必要がある。

### ②　検査体制

○　医療機関等への検査機器購入の補助や県外民間検査機関への委託に加え、６月 30 日までに**全ての医療圏において外来・検査センターの設置が完了（計 12 か所）し、PCR 等の検査能力は 6 月末の最大約 300 件から 7 月末までに最大約 1,000 件に拡充**した。

○　第２波の PCR 等検査数は約 11,000 件、１日当たりの最大検査数は 489 件となり、第１波（PCR 等検査数：約 3,600 件、1 日当たり最大検査数：78 件）と比較して大きく増加した。また、感染者が多く発生した上田市においては、中心市街地の接待を伴う飲食店等に勤務する方を対象に無料で検査を実施した。

**検査体制の拡充により、濃厚接触者・接触者をはじめ、幅広く検査を行うことが可能となり、感染者の早期発見・早期対応につながったもの**と考えられる。

○　今後は、**季節性インフルエンザの流行期を踏まえた検査需要に対応できるよう、医療機関等が行う機器整備への支援や抗原検査キットの活用を推進**するとともに、外来・検査センターの増設等、検査体制を更に強化する必要がある。

○　また、第２波では感染者や濃厚接触者等が多く確認されたり、PCR 検査等の検体採取が増加した際に、健康福祉部内や保健所間で調整をとることで事例に対応したが、複数の保健所で事例が重なった際には、対応困難な事態も想定されることから、専門職員に限らず、事務職員についても全庁的な応援体制の構築が必要と考える。

## （３）医療資材等

○　感染症指定医療機関等の患者受入医療機関においては、必要な医療資材（サージカルマスク、N95 マスク・アイソレーションガウン・フェイスシールド、手袋）を国からの配布のほか、各医療機関においては随時 G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報システム）を活用して確保した。また、外来・検査センターにおいては、県において直接配布した。

○　この他の医療機関や薬局、社会福祉施設等については、安心して従事できるよう県や市町村から必要なサージカルマスクを配布した。

○　県では、医療機関が必要な物資を速やかに確保できるように、サージカルマスク 250 万枚、N95 マスク６万４千枚、アイソレーションガウン 60 万枚、フェイスシールド 18 万８千枚を備蓄した。

○　第２波においては、こうした取組や市場流通が回復してきていることから、**医療物資の不足による医療や福祉サービスの提供に困難を来すことを防ぐことができた**。

○　一方で、N95 マスク、手袋、キャップなど品薄や価格の高騰等により購入が困難な物資があることから、**県の備蓄をより充実**させ、**必要な物資を速やかに配布できるよう取り組んでいく**必要がある。

## ５．誹謗中傷等を抑止するための取組

○　県では、新型コロナウイルスに感染された方やそのご家族、医療従事者等への誹謗中傷や差別を抑止するため、**日赤長野県支部や県内プロスポーツチームの人権大使等と連携し、県ホームページや YouTube 等を活用して県民への呼びかけを実施**するとともに、８月３日からはシトラスリボンプロジェクトの取組について、市町村や経済団体等と連携して周知を図ってきた。

○　また８月 18 日に**「新型コロナ関連人権対策チーム」を設置して効果的な啓発・発信方法を検討・実施**するとともに、8 月 26 日には**「新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口」を設置し、相談者の意向や内容に応じて関係機関と連携して対応**するなど、県の体制を強化してきた。

○　こうした取組により、誹謗中傷等の抑止について啓発が進んだものと考えられるが、相談内容やインターネット上の書き込みを見ると、誹謗中傷等の内容は新規感染者やクラスターの発生など感染状況に応じて変化しており、**引き続き、状況を的確に把握した上で対応**していく必要がある。

○　また、新型コロナウイルスに伴う誹謗中傷等は、人の心を深く傷つけるとともに、受診控えによる感染の拡大、さらには必要以上の自粛による地域経済の停滞にもつながることが懸念されることから、**「県民を守る」「感染拡大を止める」「地域経済を守る」の３つの視点で対応していくことが重要**であり、９月 25 日の「**誹謗中傷等からみんなを守る共同宣言」も踏まえ、取組を強化**していく必要がある。

資料２

# 長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（10 月１日以降）（案）
# ～感染再拡大への備えと社会経済活動の活性化～

令和２年９月 28 日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

## １　現状・基本認識等

### （１）現状

新型コロナウイルス感染症については、６月下旬以降全国的な感染拡大が生じ、８月上旬には全国で１日当たり 1,500 人を超える新規感染者が確認される状況となったが、これをピークとして感染者数の減少が続いており、８月下旬以降は入院者数・重症者数も減少傾向となっている。全国の直近１週間（９月 21 日から 27 日まで）の人口 10 万人当たり新規感染者数（公表日ベース）は 2.39 人となっている。

本県においても、７月 11 日以降新規感染者が増加し、「第２波」が到来したと認められる状況が生じた。このため、７月 29 日に全県に対して注意報を、８月４日には３圏域に対して警報を、さらに８月 28 日には上田圏域の感染警戒レベルを４に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報」を発出するなど、感染状況に応じて対策を強化してきた。

その結果、新規感染者数は９月２日時点の直近１週間の人口 10 万人当たり 3.92 人をピークに減少が続き、９月 16 日には、感染状況が落ち着いてきたことを踏まえ、全県の感染警戒レベルを１に引き下げ、注意報・警報を解除した。直近１週間（９月 21 日から 27 日まで）の人口 10 万人当たり新規感染者数は 0.09 人となっている。

### （２）基本認識

10 月以降は、感染の再拡大や季節性インフルエンザの流行期に備えた体制整備を進めるとともに、停滞していた社会経済活動の活性化を積極的に図る重要な時期である。

引き続き、新型コロナウイルスとの共存を図るため、「新しい生活様式」の　実践を徹底するとともに、誰もが感染する可能性があるという当事者意識の浸透と、感染者等を温かく迎える地域づくりを推進する必要がある。

また、医療提供体制や検査体制の充実を引き続き進めるとともに、感染の再拡大の兆しを的確に捉え、直ちに対策を強化できる体制を整える必要がある。

こうした対策を実施しながら、冷え込んでいる県内経済の再生を図るため、急激に需要が減少している分野等に対して、強力な支援策を講ずるとともに、県民

生活を守り、感染防止対策と社会経済活動を両立させる取組を鋭意進めていかなければならない。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の認識の下、10 月以降の対策においては、以下の 4 点を重点として、進めることとする。

**１　「新しい生活様式」の定着を推進すること**
**２　医療・検査体制の整備など感染再拡大への備えを進めること**
**３　県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること**
**４　誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守ること**

### （３）対応方針の位置付け

本対応方針は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和 2 年長野県条例第 25 号。以下「条例」という。）第 4 条に基づく基本的方針である。

また、本対応方針中、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）の根拠規定を記載した取組以外は、条例第 5 条に基づく感染症対策として実施するものである。

なお、感染状況の変化や国の方針の変更等により必要が生じた場合は、本対応方針を見直すものとする。

## ２　「新しい生活様式」の定着を推進するための取組《重点１》

### （１）「新しい生活様式」の定着推進

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」及び「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進する。

とりわけ店舗・事業所に入るときなど人と接する場合は、マスクの着用をマナーとして行うよう呼びかけるとともに、「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動の定着を図る。

これらの感染を防止するための行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方に対しても周知を図り、必ず自分の健康観察を行い、風邪症状がある場合は外出を控えることや、自己の行動歴について記録しておくことなどについて呼びかけていく。

〔各部局〕

（２）感染者が多数発生している地域との往来

直近１週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数が 2.5 人を上回っている都道府県への往来に当たっては、次のとおり慎重な行動をとることを県民に呼びかける。

・業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える。

・感染防止の３つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底する。

・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録する。

また、感染拡大がさらに進んだ都道府県（直近１週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数が 5.0 人を上回っている都道府県）への往来については、必要性を改めて検討した上で慎重に判断し、往来する場合にあっては慎重な行動をとるよう呼びかける。

〔危機管理部・観光部〕

（３）高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、市町村等とも連携して、これらの方々への情報発信を強化するとともに、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関する注意喚起を改めて行う。

また、高齢者が多く利用するスーパーなどの店舗に対しても、混雑が避けられる時間の周知など、密集を避けるための対策等を働きかける。

〔健康福祉部・産業労働部・危機管理部〕

（４）事業者へのガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底の要請

事業者に対して、ガイドラインの周知を図り、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を促す。（法第 24 条第９項）

特に、対策本部地方部のガイドライン周知・推進チームにより、市町村や関係団体と連携しながら、様々な機会を捉えて個別の事業者へのガイドラインの浸透を図る。

〔各部局〕

（５）商店街による取組の支援

飲食店等に対し、商店街と連携しガイドラインの遵守に向けた取組を支援する。

また、PCR 等検査を集中的に実施することとしたエリアに所在し、感染拡大

防止対策や風評被害防止対策に取り組む商店街等の支援を行う。

〔産業労働部〕

**（６）「新型コロナ対策推進宣言」の推進**

経済活動の再開及び需要喚起を図るため、新型コロナ対策経営推進員（商工会・商工会議所の経営指導員等）の助言・指導のもと、自ら適切な感染防止策を検討・実施する事業者を増やし、安心して利用や買い物等ができる環境づくりを行う。

〔産業労働部〕

**（７）会食、飲み会における感染リスクについての注意喚起**

会食や飲み会における感染例が確認されていることを踏まえ、会食等に際しては、「３密」になりやすい場での多人数による実施や、長時間におよぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けるよう、県民及び他県からの来訪者に呼びかける。

また、飲食店等を利用する場合は、「新型コロナ対策推進宣言」の実施など感染防止策を講じている店舗の利用が望ましい旨を周知する。

〔各部局〕

**（８）「新しい生活様式」に適応した事業活動の支援**

観光関連事業者等中小企業者がグループで行う生産性向上に向けた新たな取組等を支援する。

また、安全・安心を確保した先駆的な取組等の情報を発信し、県民による地域店舗等の利用や、事業者の新たな事業展開を促進する。

〔営業局〕

**（９）「新しい生活様式」に適応した公共交通機関の利用促進**

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用できるよう、安全運行を継続するために必要な対策を講じる事業者を支援するとともに、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにすることの協力の呼び掛けなど、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

**(10) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業**

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

特に、多くの県外者の利用が見込まれる博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成等による連絡先の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

### (11) 施設・店舗等での感染者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に感染者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表するとともに、安全が確認されるまで、一時閉鎖を実施した事業者を支援する。

なお、飲食店等においてガイドラインに掲載されているような感染防止策が適切に講じられていなかったことが、感染の要因と考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促すことを改めて周知する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

### (12) 観光地・観光施設における感染防止対策

観光関連事業者に対し各業界におけるガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼するとともに、観光協会等が取り組む感染防止対策を推進する体制づくりに対し支援を行うなど、関係機関と連携・協力して、観光地における感染症対策を強化する。

また、本県を訪れる観光客に対しても「信州版　新たな旅のすゝめ」を活用し、感染防止に協力いただくことを宿泊割引施策の利用要件にするなど、感染防止対策の徹底を図る。

〔健康福祉部・観光部〕

## ３　医療・検査体制の整備など感染再拡大への備えを進めるための取組

《重点２》

### （１）医療提供体制の充実

これまでの患者発生状況を踏まえた患者推計を基に、600 人規模の感染者を想定して整理した、350 名程度の入院患者（うち重症者 48 名)、250 名程度の宿泊療養者のフェーズに応じた受入体制を維持するとともに、軽症・中等症・重症を治療する医療機関の具体的な役割分担や連携方法を決め、症状に応じて適切な医療が受けられるよう調整本部等で受入先を調整する。

また、季節性インフルエンザの流行期に備え、医療が十分機能するような体制の整備を進める。

〔健康福祉部〕

### （２）検査体制等の整備・拡充

これまでに確立した１日 1,000 件以上の検査体制をさらに強化するため、外来・検査センターの増設や能力向上を図るとともに、医療機関の検査機器導入を

支援する。

今後、地域の感染状況を踏まえて、医療機関や高齢者施設等における幅広い検査の実施について検討する。

また、季節性インフルエンザの流行期における検査需要に対応するため、ＰＣＲ等検査に加えて迅速抗原検査キットの活用を検討するなど、地域の実情を踏まえた新たな検査体制整備計画を策定し、10 月中を目途に実施する。

〔健康福祉部〕

**（３）医療資材・人材の確保等**

県として、医療機関等の需要を把握し、マスク等の必要な医療資材を確保しつつ、急激な感染者の増加により緊急にアイソレーションガウン、フェイスシールドといった医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

また、人員が不足する医療機関等に対して必要な人的支援を機動的に行う体制を構築する。

福祉現場において、感染者が発生した場合に他の社会福祉法人からの応援職員を派遣する体制を構築する。

〔健康福祉部〕

**（４）医療機関、社会福祉施設等におけるクラスター感染の防止等**

重症化リスクの高い方が利用する医療機関や社会福祉施設等における院内（施設内）感染を防止するため、従業者等に発熱等の症状がある場合には、速やかに検査を実施するとともに、院内（施設内）において感染者が発生した場合には、その接触者に対して幅広く検査を実施するなど積極的に感染拡大防止のための措置を講じる。

また、クラスター感染を防止するため、発生施設に対し速やかにクラスター対策チームを派遣する。

〔健康福祉部〕

**（５）「感染警戒レベル」による感染状況の把握と迅速な対策の強化**

県独自に定めた感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を正しく把握するとともに、直近１週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数、入院者／受入可能病床数の割合、重症者／受入可能病床数の割合を重要な指標とし、他の指標も含めて常時モニタリングする。

また、感染が増加した圏域においては必要な要請等を行うほか、積極的な検査の実施、必要な宿泊療養施設の確保、保健所体制の強化など、感染症対策を強化する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

## ４　県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るための取組《重点３》

### （１）長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を支援する「適応（With コロナ）フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生フェーズ（ワクチン等開発後）」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

〔産業労働部〕

### （２）経営を継続し雇用を守る事業者への支援

事業者が必要な支援を受けられるよう、社会保険労務士、行政書士を配置する「産業・雇用総合サポートセンター」を地域振興局及び労政事務所に設置し、相談、書類作成、申請等を支援する。

〔産業労働部〕

### （３）失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等で、一般の就労支援で就職につながっていない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

また、地域振興局の「就業支援デスク」を強化し、人手不足分野とのマッチングや職業訓練の提案など、失業者一人ひとりに寄り添った就労支援を実施するとともに、労働局の求人確保対策本部との連携による求人の開拓や雇用過剰企業と人手不足企業との雇用シェアリングの支援を行うほか、民間における新たな雇用の創出を促進する。

さらに、ジョブカフェ信州におけるキャリアコンサルティングや職場実習の支援枠の拡充等により、より多くの失業者や就職困難者の正規就労を支援するとともに、雇用情勢の更なる悪化に備え、非正規雇用者の正規化により一層取り組む。

〔産業労働部〕

### （４）信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入、クラウドファンディングを活用した飲食店の支援など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

### （５）With コロナ時代における観光産業振興に向けた取組

観光客とその受入側の観光地双方にとって安全･安心な観光地域づくりを目指し、観光地・観光施設における感染防止対策を推進するとともに、観光客に対してもその主体として意識を高める取組を展開し、感染拡大防止と観光振興の両立

を図る。

本県及び他の都道府県の感染状況等を注視しつつ、国の Go To トラベル事業の活用と県としての支援策の機動的な実施により、県内観光を下支えする。

信州地域支え合いキャンペーンの一環として引き続き県内観光の振興を図るとともに、修学旅行等を積極的に誘致し、スキー場等における感染防止対策、プロモーション等を支援する。

また、安心・安全な観光地域づくりとその発信のため、感染防止対策に取り組む各地域の観光協会等を支援する。

さらに、新型コロナの影響による社会変革を踏まえ、喫緊の課題への取組と更なる対応の方針を示した「After コロナ時代を見据えた観光振興方針」を策定し、「安全・安心な観光地域づくり」、「長期滞在型観光の推進」、「信州リピーターの獲得」の３つの柱を各地域が目指す方向性として位置付け、市町村、観光関係者と一体となって観光振興に取り組む。

〔観光部〕

**（６）新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守る取組**

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守るため、部局横断で生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

**（７）農家等の経営継続と県産農産物の消費拡大に向けた取組**

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、次期作や新たな生産・販売方式の導入に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しする。

また、メディア等を通じた県産花き活用促進のＰＲや、牛肉等の学校給食への提供、関係団体・事業者と連携した販促キャンペーンなどにより、県産農産物の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

**（８）林業事業体の事業継続に向けた取組**

林業における雇用の維持を図るため、合板用など木材需要の減少に対し、需要のある木質バイオマス発電用への一時的な生産シフトを促進するなど、事業継続に向けた取組を支援する。

〔林務部〕

**（９）地域の支えあいによる消費の促進**

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を県民一丸となって応援するとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、地域の実情に応じて市

町村が行う消費喚起の取組を支援する。

また、市町村が行う消費喚起の取組とあわせ、関係者と連携し、11 月からの本格実施が見込まれる国の Go To イート事業の活用による飲食店の需要喚起を図るため、積極的な事業者登録が行われるよう県として働きかけを行う。

〔企画振興部・産業労働部〕

### (10) 相談支援体制の強化

失業や離職等により生活に困窮している方の住まいの確保や就労に向けた支援を行うため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぽ」の人員体制を強化する。

〔健康福祉部〕

### (11) ひとり親世帯の支援

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が生じている郡部にお住まいのひとり親世帯を支援するための臨時特別給付金について引き続き広報等を行うとともに、対象者への給付を行う。

※ 市にお住まいの方については、各市が実施

〔県民文化部〕

## 5　誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守るための取組《重点４》

### （１）人権への配慮

患者・感染者、医療機関や福祉施設等に勤務されている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないよう、正確な情報発信や啓発などの取組を行う。

また、感染が拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対する差別や誹謗中傷を行わないよう呼びかける。

〔県民文化部・各部局〕

### （２）誹謗中傷等を抑止し、温かい社会をつくる取組

誰もが感染する可能性があるという意識を浸透させるとともに、感染者等の気持ちに寄り添い、治療を終えた方等が安心して日常生活に戻ってくることができる地域・社会であるため、新型コロナ関連人権対策チームを中心に、部局横断・関係機関の連携を強化し、誹謗中傷等の状況把握・共有、事案に応じた対応や効果的な啓発・情報発信を行う。

〔県民文化部・各部局〕

## ６　その他重要な事項

### （１）県立学校についての取扱い

以下の二点を最重要項目として、「県立学校再開ガイドライン」に基づき教育活動を進める。

・引き続き、感染リスクを可能な限り低減させる。

・子どもたちの学びを最大限保障する。

〔教育委員会〕

### （２）県有施設についての取扱い

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館等）については、感染防止策の徹底を図りながら運営する。

〔各部局〕

### （３）県主催イベント・行事の実施のための当面の判断基準

県主催イベント・行事については、別添「９月 19 日以降のイベント開催の目安について」に従い実施する。感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させつつ、社会経済活動を活性化させるため、県としては、民間が主催するイベントの参考としていただけるよう、感染防止に最大限の注意を払いながら、積極的にイベント等を実施することとする。

なお、イベント等の場において濃厚接触者をできる限り生じさせないようにする（例えば、マスクの常時着用が困難な場合には身体的距離を十分に確保する）とともに、参加者に感染者が発生した場合に濃厚接触者にかかる調査を円滑に実施できるようにする（接触確認アプリのインストールの義務付け、参加者の連絡先の確認を確実に行う）こと、イベント前後の感染防止についての注意喚起を徹底することとする。

また、集会や会議等の開催に当たっては、年齢や身体の調子等により、多人数が集まる場への参加を控えたい方がいる場合も想定し、予めの意見聴取やリモートによる参加等、直接参加に代わる手段の設定や、不参加も許容されるものであることの周知などを検討する。

急激な感染拡大が生じた場合にあっては、イベント等の中止や施設の閉館等を行う必要があり、そうした事態にも常に備えておくこととする。

〔各部局〕

### （４）民間主催のイベントに対する要請

民間が主催するイベント等については、以下の基準を遵守するよう要請する。

また、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて、イベント主催者に要請する。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をするよう施設管理者又はイベント主催者に依頼する。（法第 24 条第 9 項）

なお、感染防止策を徹底したイベントについては開催が可能である旨を併せて周知し、必要な社会経済活動の促進を図る。

※イベント開催の目安

別添「9 月 19 日以降のイベント開催の目安について」のとおりとする。

なお、概要は次のとおり。

○　当面 11 月末まで、以下の取扱いとする。（必要な感染防止策が担保される場合。担保されない場合は 9 月 18 日までの目安による。）

○　収容率要件と人数上限のいずれか小さい方を限度とする（両方の条件を満たす必要）。

①　収容率要件については、

・　感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については 100%以内

・　その他大声での歓声・声援等が想定されるイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については 50%以内（ただし、異なるグループ（5 名以内）間で座席を 1 席空ければ 50%超も可能）

②　人数上限については、5,000 人を超え、収容人数の 50%までを可とする。

| | 収容率 | | 人数上限 |
|---|---|---|---|
| イベントの類型 | **大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの**<br>（クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会　等） | **大声での歓声・声援等が想定されるもの**<br>（ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等） | **①収容人数 10,000 人超 ⇒収容人数の 50%**<br>**②収容人数 10,000 人以下 ⇒5,000 人**<br>（注）収容率と人数上限でいずれか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。 |
| | **100%以内**<br>**（席がない場合は適切な間隔）** | **50%以内（※）**<br>**（席がない場合は十分な間隔）** | |

※ただし、異なるグループ（5 名以内）間で座席を 1 席空ければ 50%超も可能

〔各部局〕

### （5）避難時における新型コロナウイルス感染症対策の取組

市町村と連携した「信州防災逃げ遅れゼロプロジェクト」の一環として、住民が「3 密」を避けた多様な方法による避難ができるよう、避難所への避難のほか、知人・親戚宅への避難を検討することの周知、指定避難所以外のホテル・旅館等の避難先の確保などに取り組む。

〔危機管理部・健康福祉部〕

別　添

# ９月 19 日以降のイベント開催の目安について

## １　イベント開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

（１）人数上限の目安

収容定員が設定されている場合、

・　別紙１「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」及び別紙２「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「5,000 人又は収容定員の 50％のいずれか大きい方」を上限とする

・　別紙１及び別紙２に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、5,000 人を上限とする

こと。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記（２）の①及び②における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

（２）収容率の目安

①　大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を 100％とする。

・　これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記②のとおり取り扱うこと。

・　これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙１及び別紙２）の徹底が行われること。

・　発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

（参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができるイベント）

大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントについては、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙３「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」の例示を参考とすること。

（参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができるイベント）

大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントについては、感染防止策の徹底を前提に１）収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、２）収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。具体的には、別紙３の例示を参考とすること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベントについては、後記２によることとする。

② 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記①に該当しないイベントは、②の収容率の目安を適用する。

具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

（参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができるイベント）

大声での歓声、声援等が想定されるイベントについては、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（５名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の 50%を超えることもありうる。具体的には、別紙３の例示を参考とすること。

なお、別紙１及び別紙２に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、９月 18 日までの目安によること。

（参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができるイベント）

大声での歓声、声援等が想定されるイベントについては、１）収容定員が設定されている場合は当該収容定員の 50%までの参加人数とすることとし、２）収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との間隔（１ｍ）を要することとする。具体的には別紙３の例示を参考とすること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベントについては、後記２によることとする。

**２　地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等**

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とする。

（１）　全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、イベントを開催する場合については、十分な人と人との間隔（１ｍ）を設けることとし、当該、間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

（２）　地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限が撤廃されていることに留意す

ること。また、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔（１ｍ）の確保、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずるとともに、イベントを開催する前に、イベント参加者に対し厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている接触確認アプリ活用の呼びかけや、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握を行うこと。

別紙１

# 収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

○　以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則とする。

## イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

・　**消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）

・　**マスク着用**の担保（感染リスクの拡散防止）
　マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率 100%を担保**

・　参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）
　有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと**等）

・　参加者の把握（感染リスクの拡散防止）
　事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ**（COCOA）や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリの QR コードを入口に掲示すること等）

・　大声を出さないことの担保（大声の抑止）
　大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
　スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止**し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備

・　密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
　**入退場列や休憩時間の密集を回避する措置**（人員の配置、導線の確保等）**や十分な換気**
　**休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止**
　入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施

・　演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除
　**演者・選手等と観客が**イベント前後・休憩時間等に**接触しないよう確実な措置を講じる**とともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせること

・　**イベント前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
　公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※　イベント等におけるクラスターの発生があった場合、県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、イベント等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

別紙２

# 感染防止のチェックリスト

| | | |
|---|---|---|
| **（１）徹底した感染防止等（収容率100％で開催するための前提）** | | |
| ① | マスク着用の担保 | ・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの<br>＊マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布 |
| ② | 大声を出さないことの担保 | ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの<br>＊隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）<br>＊演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m） |
| **（２）基本的な感染防止等** | | |
| ③ | ①～②の奨励 | ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） |
| ④ | 手洗 | ・こまめな手洗の奨励 |
| ⑤ | 消毒 | ・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒 |
| ⑥ | 換気 | ・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気 |
| ⑦ | 密集の回避 | ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 |
| ⑧ | 飲食の制限 | ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限<br>・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 |
| ⑨ | 参加者の制限 | ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 |
| ⑩ | 参加者の把握 | ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握<br>・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 |
| ⑪ | 催物前後の行動管理 | ・イベント前後の感染防止の注意喚起 |
| **（３）イベント開催の共通の前提** | | |
| ⑪ | 入退場やエリア内の行動管理 | ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討　＊来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可 |
| ⑫ | 地域の感染状況に応じた対応 | ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談<br>・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応 |

別紙３

# 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

| 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例 | 大声での歓声・声援等が想定されるものの例 |
|---|---|
| **音楽** | **音楽** |
| クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲　等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート | ロックコンサート、ポップコンサート　等 |
| **演劇等** | **スポーツイベント** |
| 現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス　等 | サッカー、野球、大相撲　等 |
| **舞踊** | **公営競技** |
| バレエ、現代舞踊、民族舞踊　等 | 競馬、競輪、競艇、オートレース |
| **伝統芸能** | **公演** |
| 雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞　等 | キャラクターショー、親子会公演　等 |
| **芸能・演芸** | **ライブハウス・ナイトクラブ** |
| 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術　等 | ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント |
| **公演・式典** | ※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ |
| 各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式　等 | |
| **展示会** | |
| 各種展示会、商談会、各種ショー | |
| ※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ | |

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

【参考１】

# コンサート・演劇・スポーツイベント等の収容率（目安）

○　当面 11 月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に 100%以内の収容を可能とする。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を１席は空けることとしつつ、同一グループ（５名以内に限る）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は 50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく等に基づく行動（別紙１「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。

○　大規模なイベント（参加者 1,000 人超）の主催者等は県に事前に相談し、県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。

○　大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとする。

| | コンサート・演劇・スポーツイベント等 | |
|---|---|---|
| **イベントの性質** | • **入退場や区域内の適切な行動確保**が可（区域が限定）<br>• 参加者の**位置が固定**（座席や立ち位置固定） | |
| **想定されるイベント及び収容率等** | **【100％以内】**<br>• 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典　等 | **【当面11月末まで 50％（※）以内】**<br>• 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 |
| **100％開催の具体的要件** | 次のいずれにも該当するもの。<br>①　これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。<br>②　これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。<br>③　発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。 | |

（※）異なるグループ間では座席を１席空け、同一グループ（５人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

【参考２】

# 展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）

○　当面 11 月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に、人と人が接触しない範囲で収容率を 100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を 50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は、「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙 1 「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。

○　大規模なイベント（参加者 1,000 人超）の主催者等は県に事前に相談し、県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。

○　大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとする。

| | 展示会、地域の行事等 | 全国的・広域的なお祭り・野外フェス等 |
|---|---|---|
| **イベントの性質** | • **入退場や区域内の適切な行動確保が可能**<br>• 参加者が**自由に移動できる**<br>• **名簿等で参加者の把握が可能** | • **入退場や区域内の適切な行動確保が困難**<br>• 参加者が**自由に移動できる**<br>• **名簿等で参加者を把握困難** |
| **想定される イベント（例）** | • 展示会（人数等を管理できるイベント）<br>• 地域の行事 | • 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等 |
| 開催要件 | • 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は**収容率50%以内**、設定されていない場合は**十分な人と人との間隔（１m）**を要することとする。<br>• それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は**収容率100%以内**、設定されていない場合は**密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）**を空けることとする。 | • 当分の間、**十分な人と人との間隔（１m）**を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、**開催について慎重に判断。** |

【参考３】

# イベントの人数上限（目安）

○　イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした感染リスクは、ある人数（例えば、5,000 人）を境に突然増大するものではなく、参加人数が増えるにつれて連続的に増加するものと考えられる。

○　具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、感染状況に応じた対応が可能になると考えられる。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙 1「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面 11 月末まで、収容人数の 50%（収容人数 10,000 人以下のときは、5,000 人）として上限を設定する。

○　大規模なイベント（参加者 1,000 人超）の主催者等は県に事前に相談し、県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。

○　また、全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント等については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促す。

| | コンサート・演劇・スポーツイベント等 | 展示会・地域の行事等 | 全国的・広域的なお祭り等 |
|---|---|---|---|
| 人数上限 | **①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50%**<br>**②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人** | | **慎重な判断** |
| 留意事項 | • 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。<br>• 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。<br>• 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。 | | |

資料３

# 新型コロナウイルスに伴う誹謗中傷等からみんなを守る共同宣言
## ～思いやりと支えあいでコロナを乗り越えよう～

新型コロナウイルスに感染された方やそのご家族、医療従事者等への誹謗中傷や差別が後を絶ちません。人の心を深く傷つけるこうした行為は、人として決して許されるものではありません。誹謗中傷を恐れるあまりに受診をためらうことは、更なる感染の拡大を引き起こしかねません。必要以上に自粛してしまうことは、地域経済の停滞をより深刻なものにします。

私たちが闘うべき相手は「ウイルス」です。

私たちは、「県民を守る」「感染拡大を止める」「地域経済を守る」の３つの視点に立ち、「思いやり」と「支えあい」の心で一丸となって新型コロナウイルスを乗り越え、誹謗中傷のない社会、健やかな暮らしと活気ある地域経済の実現に取り組んでいきます。

一、感染された方やそのご家族などに対する差別や誹謗中傷は許しません。子ども、従業員、地域の全ての人を差別や誹謗中傷から守ります。

一、医療従事者をはじめ、私たちの暮らしを支えるため頑張っている方々に心から感謝し、応援します。

一、家庭、職場・学校、地域が協力し、感染した人も安心して帰ってこられる、思いやりとやさしさがあふれる地域づくりに取り組みます。

一、信州版「新たな日常のすゝめ」を実践しながら、地元のお店やサービスを積極的に利用して、地域経済の回復・活性化に取り組みます。

令和２年(2020 年) ９月 25 日

長野県、長野県教育委員会、長野県市長会、長野県町村会
長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会議所連合会
長野県商工会連合会、日本労働組合総連合会長野県連合会、
高等教育コンソーシアム信州、長野県ＰＴＡ連合会
長野県高等学校ＰＴＡ連合会、長野県私立高等学校ＰＴＡ連合会
長野県養護学校ＰＴＡ連合会
シトラスリボンプロジェクト県内賛同団体

資料４

しあわせ信州

長野県（産業労働部）プレスリリース（案）　令和2年（2020 年）　月　　日

# GoToEat キャンペーン（オンライン飲食予約）が 10 月１日（木）から始まります

農林水産省の GoToEat キャンペーン（オンライン飲食予約）が、10 月１日（木）からスタートします。

期間中に、オンライン飲食予約サイト経由でキャンペーン参加飲食店に予約し飲食すると、次回以降に利用できるポイントが付与されます。

１ キャンペーン期間

ポイント付与の期間：　令和３年（2021 年）１月末まで

ポイントの利用期限：　令和３年（2021 年）３月末まで

２ 付与されるポイント

昼食時間帯　500 円分（１回につき１人当たり）

夕食時間帯　1,000 円分（１回につき１人当たり）

（ポイント付与の上限：１回の予約当たり 10 人分（最大 10,000 円分のポイント）

３ 対象飲食予約サイト

ぐるなび、食べログ、HOT PEPPER グルメなど、農林水産省の委託 13 事業者が運営するサイト

４ 対象店舗

それぞれの飲食予約サイトをご覧ください（現在、参加飲食店募集中）

※ 利用方法、飲食店の登録方法など、詳細は農林水産省の GoToEat キャンペーン公式サイトをご覧ください

https://gotoeat.maff.go.jp/

※ GoToEat キャンペーン食事券の販売については別途お知らせします。

信州版「新たな日常のすゝめ」

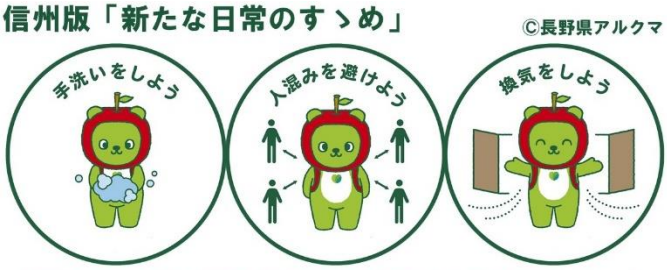


新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう


産業労働部産業政策課総務係
（課長）宮島　克夫（担当）村田　吉弘
電 話　026-235-7191（直通）
026-232-0111（代表）　内線 2913
F A X　026-235-7496
E-mail　sansei@pref.nagano.lg.jp

資料５

長野県（産業労働部）プレスリリース　令和2年（2020 年）9月 25 日

# 「After コロナ時代を見据えた観光振興方針」が策定されたことに伴い、安全・安心な観光地域づくりに資するための事業を対象に、「観光関連サービス業等生産性向上支援事業」の受付期間を延長します

長野県では、新型コロナウイルス感染症対策を観光地全体で対応する体制が整備された安全・安心な観光地域づくりを進めるため、「After コロナ時代を見据えた観光振興方針」を策定しました。この取組を支援するため、本事業の受付期間を延長し、対象となる事業を募集します。

**対象事業例**

・スムーズな観光施設の利用のための時間指定チケット（ファストパス）の導入
・三密を避けるための混雑状況表示システム（スマホ・モニター）の導入
・完全予約制導入のためのオンラインでの事前注文・受取システムの構築　等
・感染の疑いのある旅行者を移送するための車両購入費又は改修費
・感染リスク低減のための宿泊施設における入退室や精算等のオペレーションの自動化、非接触化システムの導入
・発熱者の早期判別のための体温を自動測定するサーモグラフィーの導入　等

**補助対象者**

・長野県内に事業所を有する事業者等（旅館・ホテル、小売業、旅行業等）で形成されたグループ（３者以上）であること
・安全・安心な観光地域づくりに資する①生産性の向上、②付加価値の向上、③魅力の向上のいずれかにつながる取組みをそのグループで共同して実施すること　等

**補助対象経費**　器具備品費、車両費、販売促進費、
新しい生活様式にあわせたツアー実施費、会場設営・広報活動費　等

**補助率**　ハード事業　**8/10 以内**　※資産形成に資するもの
（1 件 10 万円以上の備品の購入等）
ソフト事業　**9/10 以内**　※ハード事業以外の事業

**補助金の交付額**　１事業者グループあたり**（上限）300 万円**

**受付期間**　**10 月 8 日（木）**

令和２年９月３日（木）から~~9 月 24 日（木）~~まで

**応募方法、事業詳細（交付要綱・公募要領）等**

応募書類、事業の詳細等については以下のＵＲＬ等でご確認をお願いします。
ＵＲＬ　http://www.pref.nagano.lg.jp/eigyo/shienhojokin.html
※延長した期間では、安全・安心な観光地域づくりに資する事業のみが対象です。

**お問い合わせ先・応募書類提出先（郵送のみ）**

〒380-8570　長野県長野市南長野幅下 692-2
長野県　産業労働部　営業局（観光関連サービス業等生産性向上支援事業担当）
TEL 026-235-7248　E-mail eigyo@pref.nagano.lg.jp

産業労働部営業局販売流通促進担当
（次長）小林　茂樹　（担当）宮下　直人
電 話　026-235-7248（直通）
026-232-0111（代表）　内線 3961
ＦＡＸ　026-235-7496
E-mail　eigyo@pref.nagano.lg.jp

参考資料

# 長野県内陽性者発生動向

9月28日　12時現在

しあわせ信州

- 3/26 県：県対策本部会議の設置
- 3/26 国：政府対策本部会議の設置
- 3/31 県：「基本的対処方針」策定
- 4/3 県：「発生段階の区分」決定
- 4/7 国：「緊急事態宣言」（7都府県）
- 4/8 県：「感染対策強化期間」（4月9日～4月22日）
- 4/14 県：長野・松本圏域に「新型コロナウイルス警戒宣言」
- 4/16 国：「緊急事態宣言」（全国に拡大）
- 4/17 県：「緊急事態措置」（外出の自粛、圏域をまたいだ移動自粛の要請）
- 4/21 県：「緊急事態措置（第2弾）」（施設の使用停止、食事提供施設についての営業時間の短縮」等要請）
- 5/4 国：「緊急事態宣言」（延長を決定）
- 5/5 県：「緊急事態措置」（継続を決定）
- 5/14 国：「緊急事態宣言」解除（39県）
- 5/25 国：「緊急事態解除宣言」
- 5/29 県：「6月1日以降の長野県としての対応」「ロードマップ」決定
- 6/17 県：「長野県としての対応について（6月19日～7月9日）」を決定
- 7/9 県：「長野県としての対応について（7月10日～7月31日）」を決定
- 7/9 県：長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例公布・施行
- 7/16 県：「長野県としての対応について（7月10日～7月31日）」（修正案）を決定

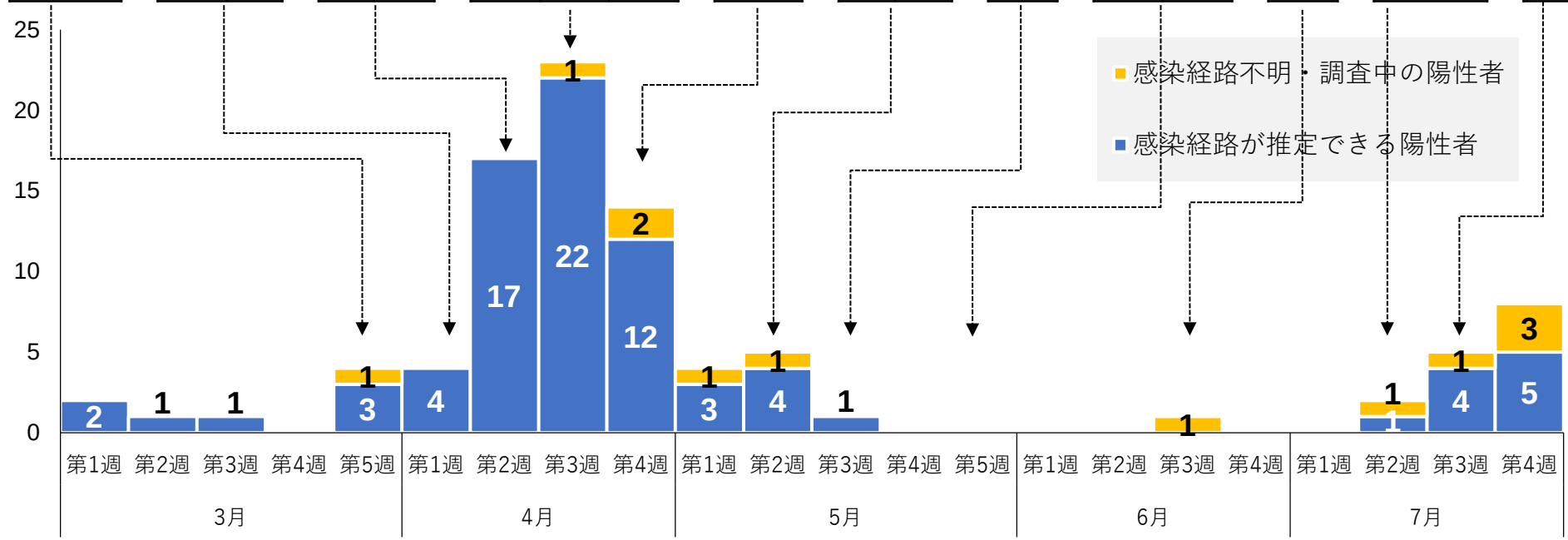


・各週月曜日始まり　・各月の1日を含む週を第１週とする

# 長野県内陽性者発生動向

9月28日　12時現在

しあわせ信州

| | |
|---|---|
| 7/29 | 県：全県の感染警戒レベルを2に引き上げ、「新型コロナウイルス注意報」を発令 |
| 7/31 | 県：「長野県としての対応について（8月1日～8月31日）」を決定 |
| 8/4 | 県：佐久、上田及び北信圏域の感染警戒レベルを3に引き上げ「新型コロナウイルス警報」を発令 |
| 8/12 | 県：北アルプス圏域の感染警戒レベルを3に引き上げ「新型コロナウイルス警報」を発令 |
| 8/19 | 県：佐久及び北信圏域の感染警戒レベルを2に引き下げ |
| 8/25 | 県：佐久及び長野圏域の感染警戒レベルを3に引き上げ「新型コロナウイルス警報」を発令 |
| 8/28 | 県：上田圏域の感染警戒レベルを4に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報」を発出 |
| 8/29 | 県：北アルプス圏域の感染警戒レベルを2に引き下げ |
| 9/1 | 県：諏訪圏域の感染警戒レベルを3に引き上げ「新型コロナウイルス警報」を発出 |
| 9/10 | 県：佐久及び長野圏域の感染警戒レベルを2に引き下げ |
| 9/12 | 県：上田圏域の感染警戒レベルを3に引き下げ |
| 9/14 | 県：上田圏域の感染警戒レベルを2に引き下げ |
| 9/16 | 県：全県の感染警戒レベルを1に引き下げ |

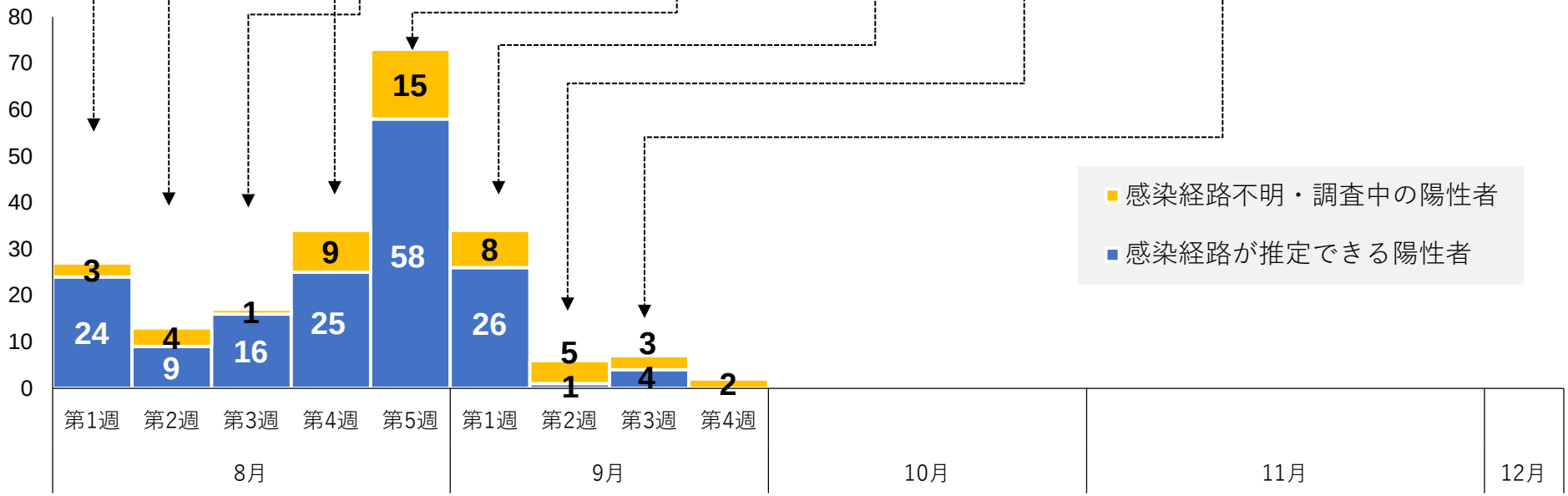


・各週月曜日始まり　・各月の1日を含む週を第１週とする

# 長野県内陽性者発生状況

9月28日　12時現在

しあわせ信州

感染者総数305人
(うち入院等9人／退院等295人)※

★ 感染源が推定できない例
◆ 感染源など調査中の例
■ 無症状病原体保有者
▲ 再陽性

入院中の方がいる地域

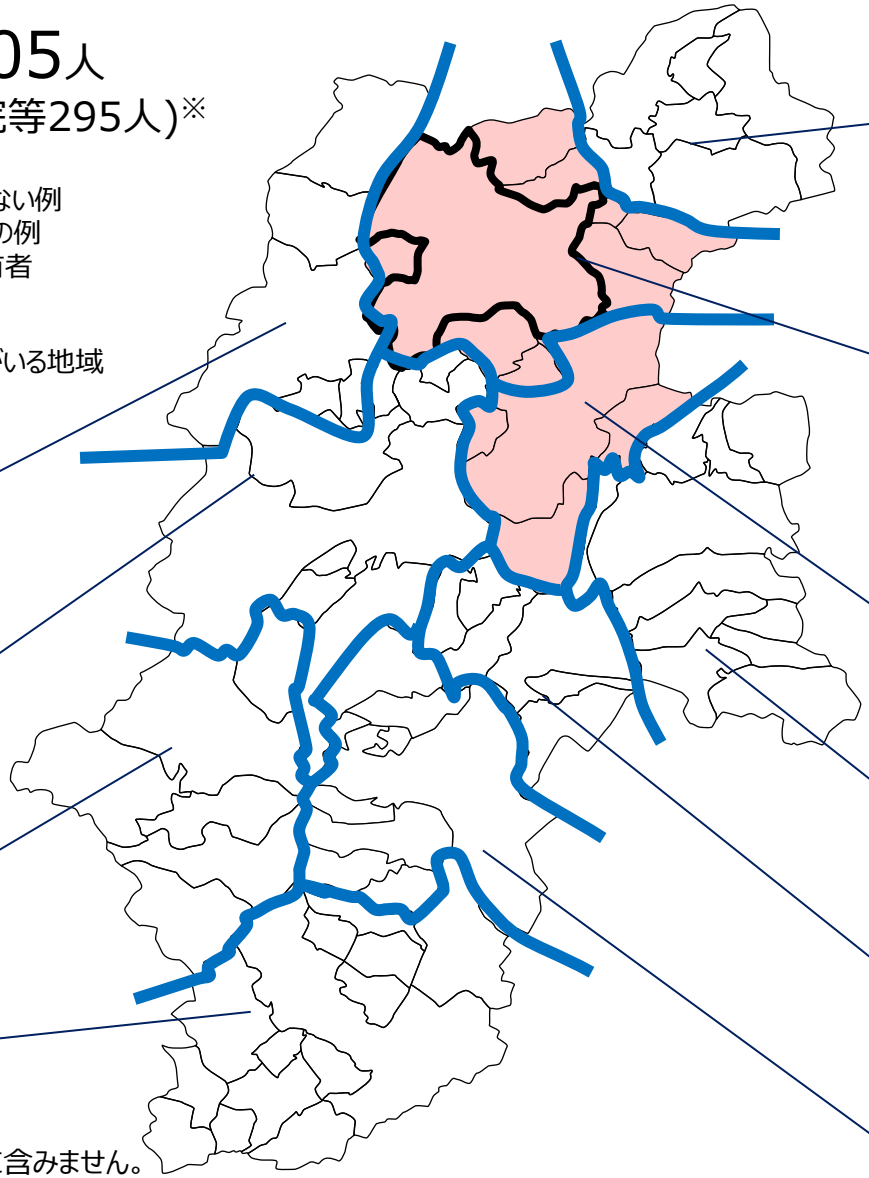

【大町保健所管内】
入院等 0　退院等 12　うち ■2

【松本保健所管内】
入院等 0　退院等 31　うち ★6 ■7

【木曽保健所管内】
入院等 0　退院等 4

【飯田保健所管内】
入院等 0　退院等 6　うち ■1

【北信保健所管内】
入院等 0　退院等 19　うち ★3

【長野保健所管内】
入院等 1　うち ★1　退院等 31　うち ★7 ◆4 ■3

【長野市保健所管内】
入院等 7　うち ★3 ◆2 ■1　退院等 51　うち ★10 ■8

【上田保健所管内】
入院等 1　退院等 85　うち ★15 ■10

【佐久保健所管内】
入院等 0　退院等 18　うち ★3 ■2

【諏訪保健所管内】
入院等 0　退院等 25　うち ★7 ■4

【伊那保健所管内】
入院等 0　退院等 13　うち ★1 ■1 ▲1

※他県へ帰県した１例は入退院者数に含みません。
「入院等」とは入院中、宿泊療養中 、入院予定、宿泊療養予定の方としています。
「退院等」には亡くなられた方を含みます。

# 新型コロナウイルス感染症の状況

9月28日 12時現在

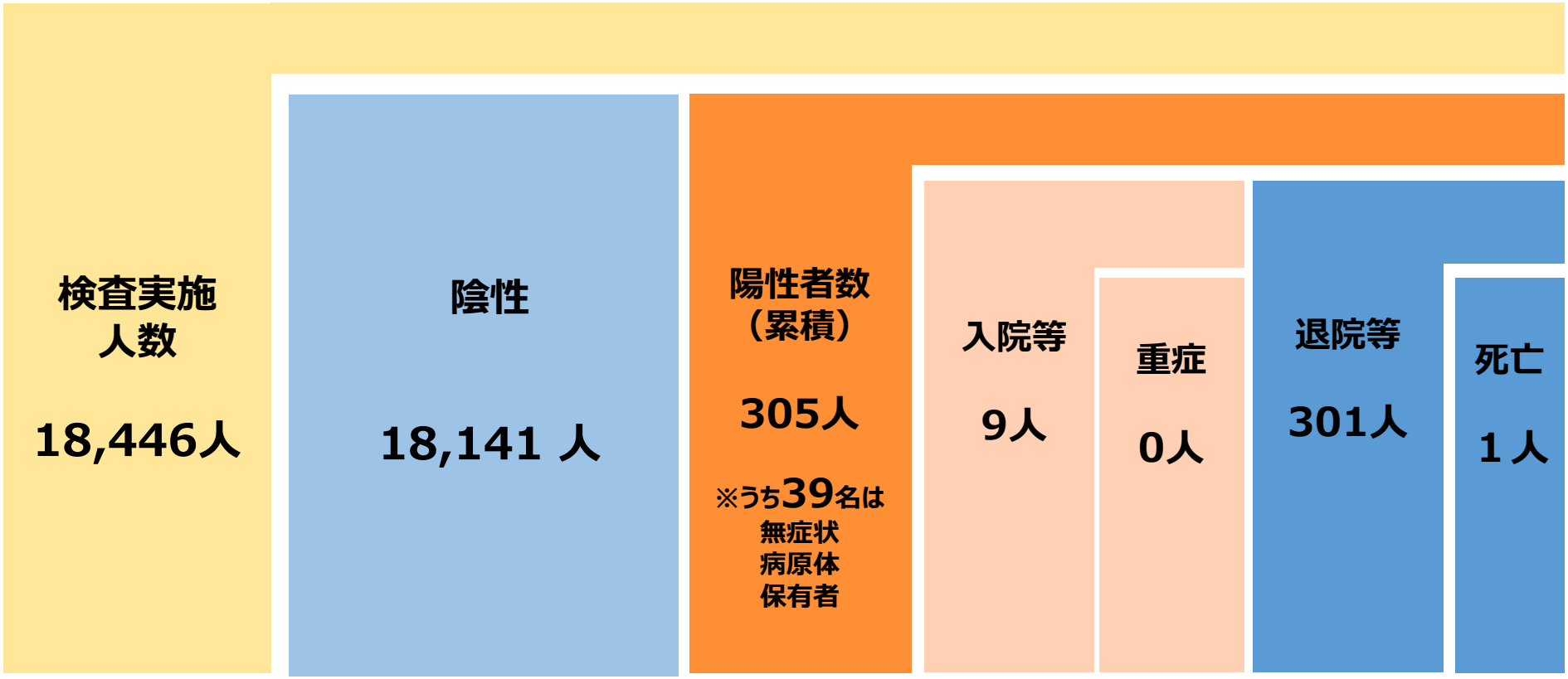


・陰性確認のための検査を除きます。
・重症とはICUで治療している方または人工呼吸器もしくは体外式膜型人工肺（ECMO）を使用している方としています。
・入院等とは入院中、宿泊療養中、入院予定、宿泊療養予定の方としています。
・入退院者数には、空港検疫所における陽性例(３例)、県外診断例(３例)を含みます。
・県内陽性例(113例目)は、他県へ帰県のため、入退院者数に含みません。
・クルーズ船からの患者受入・下船者を除きます。

# 陽性者数の推移（日別）

陽性者累計305人

9月28日 12時現在

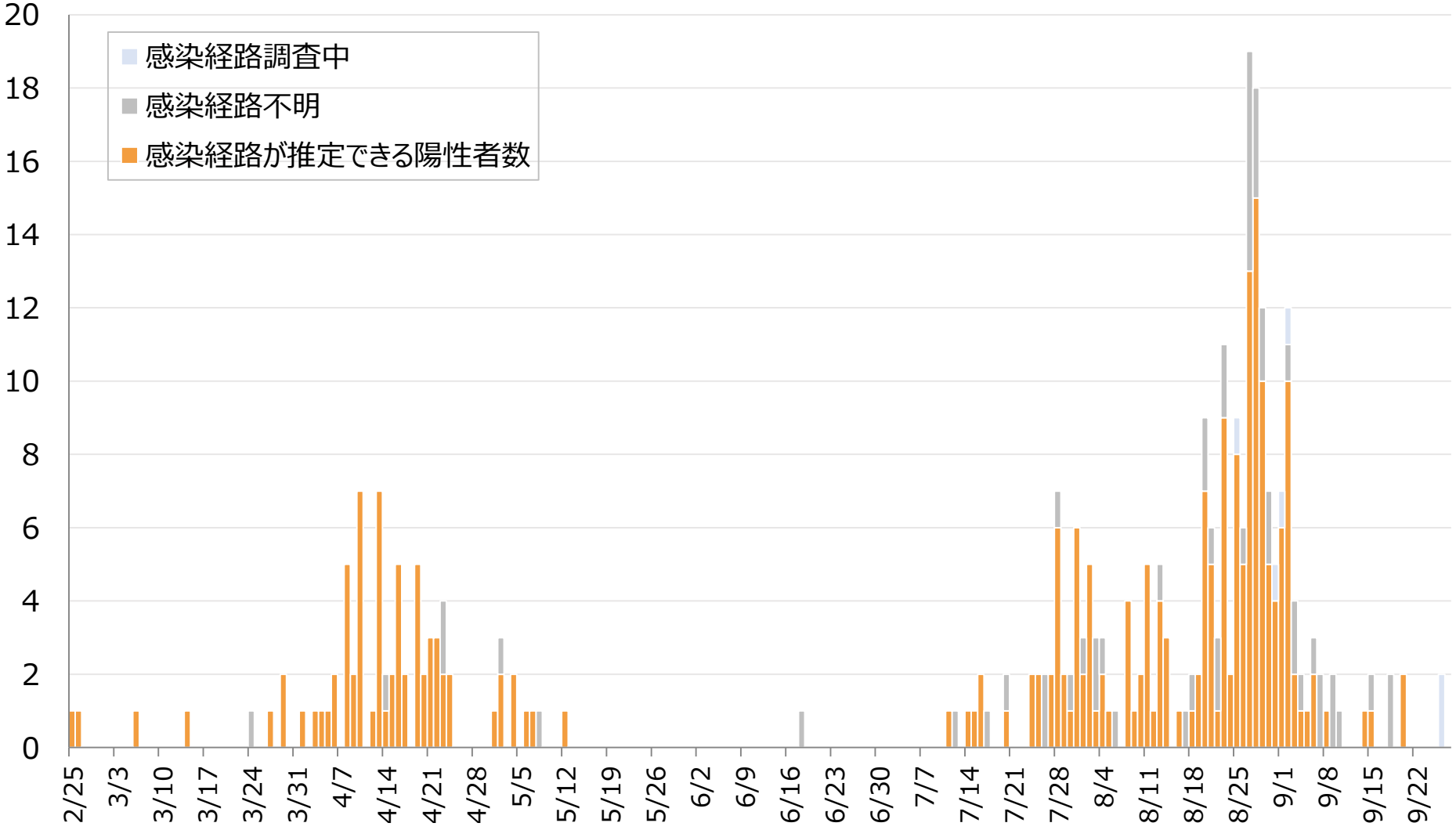

# 陽性者数の推移（累計）

陽性者累計305人

9月28日 12時現在

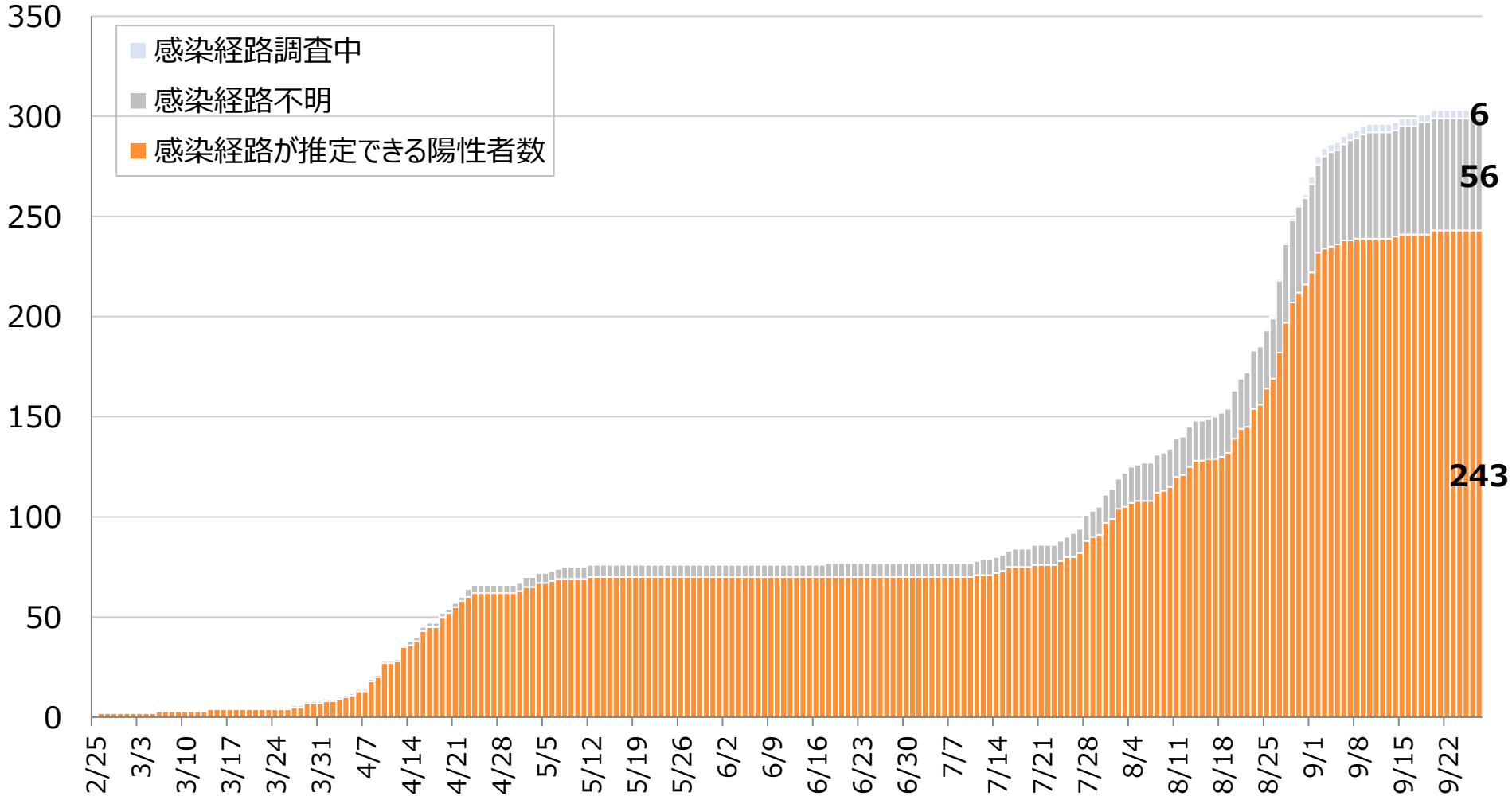

# 入退院者の状況（累計）

※空港検疫所における陽性例(3例)、県外診断例( ３例)を含みます。
※入院等とは入院中、宿泊療養中、入院予定、宿泊療養予定の方としています。
※県内陽性例(113例目)は他県へ帰県のため、入退院者数に含みません。

入院等 9人 退院等301人

（うち県外における陽性例：0人）
（うち空港検疫における陽性例：0人）

９月28日 12時現在

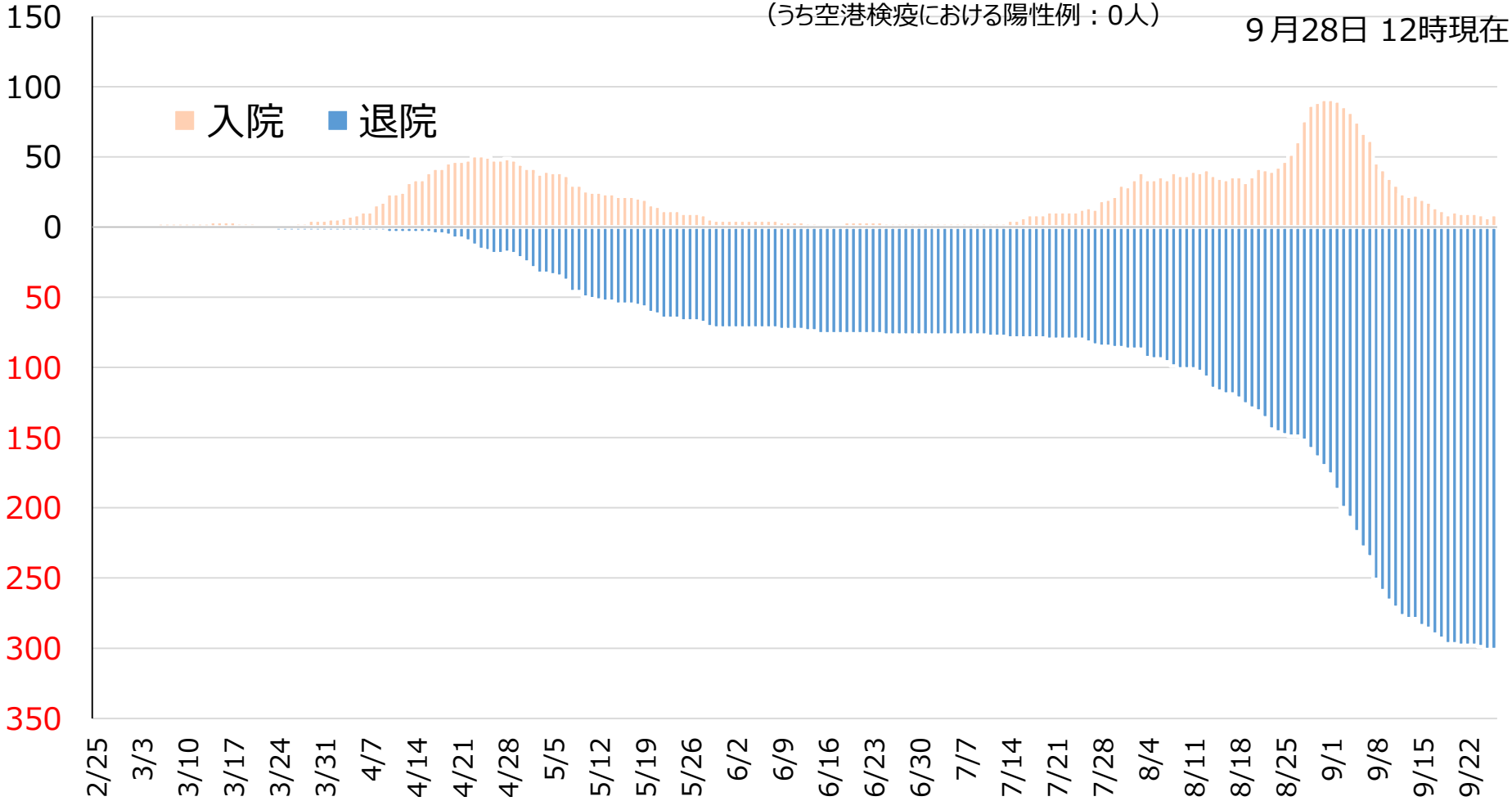


※グラフは、前日までの数値を反映しています。在院日数には、退院日を含みます。

# 検査実施数（日別）

※陰性確認のための検査を除きます。
※検査件数は暫定値であり、後日遡って修正する場合がございます。
※休日・祝日の検査件数は、翌開庁日に集計しています。

133人　累計 18,446人

９月24日現在　実績値（前日比：－49件）

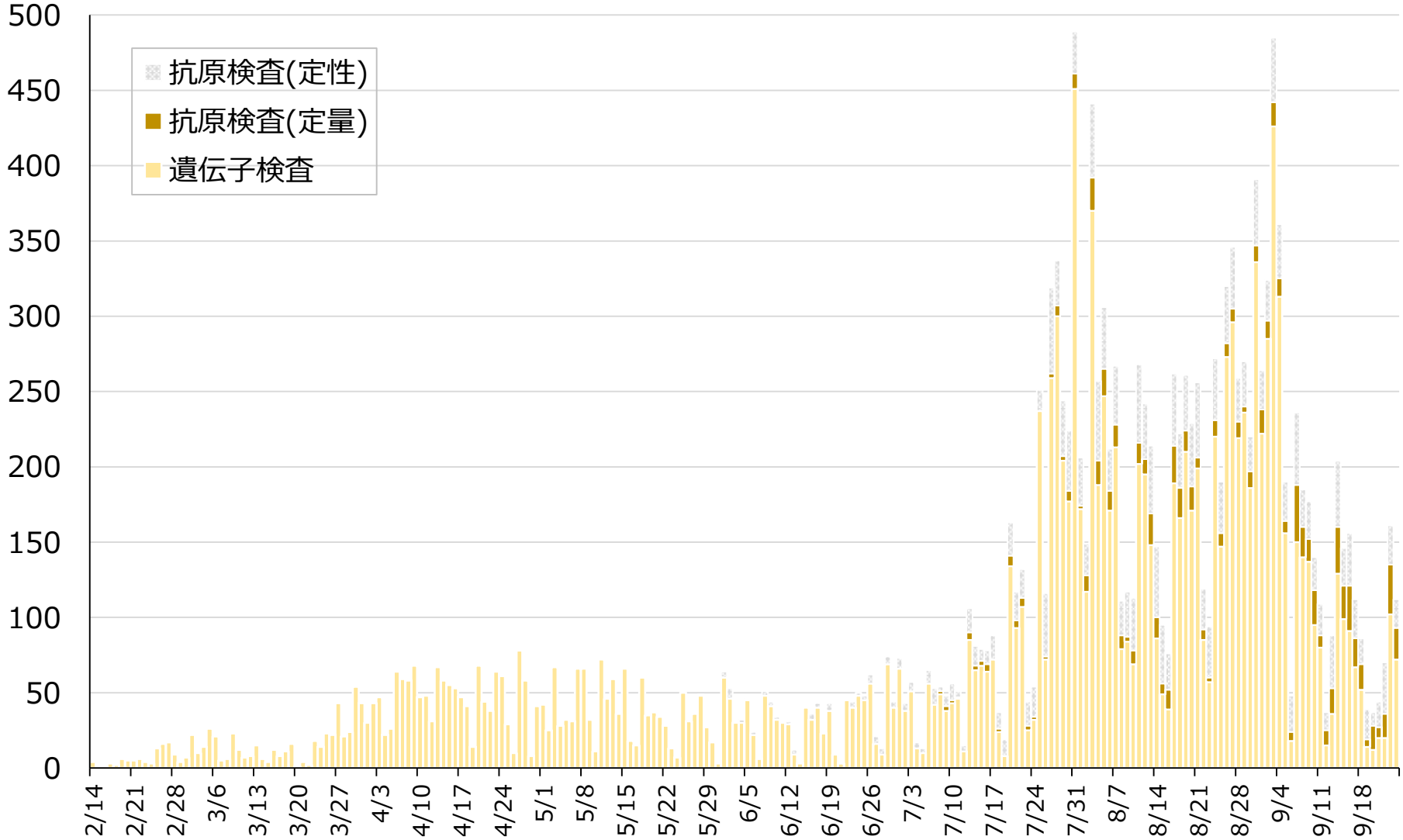

# 新型コロナウイルス感染症に関する相談状況（日別）

しあわせ信州

※休日・祝日の相談件数については、翌開庁日に
集計しています。

209件　累計 95,389件

９月24日現在　実績値（前日比：－176件）

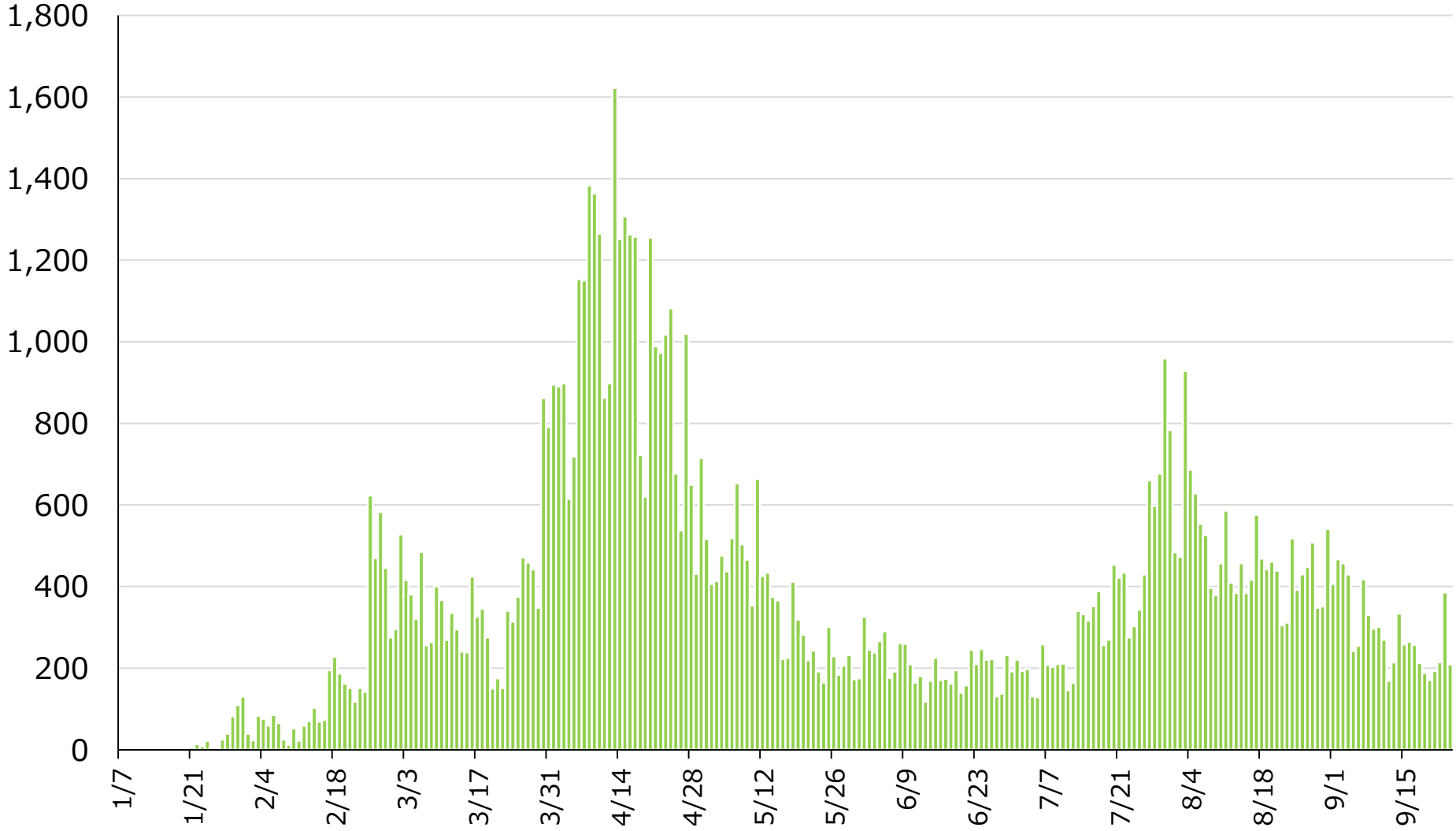

# 新型コロナウイルス感染症　各都道府県感染状況モニタリング表

9月28日9時時点（前日までの人数を集計）

| 都道府県名 | 人　口 | 9/21 | 9/22 | 9/23 | 9/24 | 9/25 | 9/26 | 9/27 | 直近1週間の新規感染者数 | （前日比） | 直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数 | 各都道府県の措置等の状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 5,244,153 | 15 | 9 | 12 | 11 | 25 | 7 | 19 | 98 | ＋3 | 1.86 | |
| 青森県 | 1,233,585 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ＋0 | 0.00 | |
| 岩手県 | 1,214,304 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ＋0 | 0.00 | |
| 宮城県 | 2,294,793 | 2 | 3 | 0 | 8 | 2 | 4 | 3 | 22 | ＋1 | 0.95 | |
| 秋田県 | 954,425 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | －1 | 0.00 | |
| 山形県 | 1,067,024 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ＋0 | 0.00 | |
| 福島県 | 1,828,397 | 4 | 1 | 2 | 4 | 10 | 0 | 5 | 26 | ＋2 | 1.42 | |
| 茨城県 | 2,856,788 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 5 | 1 | 14 | ＋0 | 0.49 | |
| 栃木県 | 1,934,043 | 13 | 2 | 6 | 3 | 15 | 1 | 0 | 40 | －2 | 2.06 | 警戒度レベル「感染拡大注意」<br>・施設に応じた感染防止対策が不徹底な場所への外出を避ける |
| 群馬県 | 1,928,931 | 7 | 13 | 1 | 4 | 8 | 2 | 1 | 36 | －18 | 1.86 | 警戒度2<br>3密リスクの高い場所の利用への外出は十分注意<br>東京、神奈川への不要不急の移動自粛を要請 |
| 埼玉県 | 7,347,078 | 15 | 14 | 12 | 21 | 28 | 25 | 35 | 150 | ＋19 | 2.04 | |
| 千葉県 | 6,284,300 | 14 | 18 | 20 | 26 | 31 | 38 | 21 | 168 | －14 | 2.67 | ・会食は「新しい生活様式」を意識して実践<br>・感染防止対策が徹底されていない施設の利用回避を要請<br>・感染リスクの高い場所への外出自粛を要請 |
| 東京都 | 13,999,624 | 98 | 88 | 59 | 195 | 195 | 270 | 144 | 1,049 | －18 | 7.49 | 感染警戒レベル4段階中3「再拡大に警戒が必要」<br>・ガイドラインを遵守しない店舗の利用を避ける<br>・長時間の飲食、大声、至近距離での会話を避ける<br>・感染予防、感染対策は万全に！ |
| 神奈川県 | 9,219,863 | 20 | 38 | 11 | 58 | 79 | 91 | 65 | 362 | ＋5 | 3.92 | 神奈川警戒アラート発令「感染拡大注意」<br>・3つの密を避けるなど感染対策の用心の徹底<br>・感染防止対策がなされていない場所に行かないことの呼びかけ |
| 新潟県 | 2,203,764 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0 | 5 | －3 | 0.22 | |
| 富山県 | 1,036,881 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | ＋0 | 0.19 | |
| 石川県 | 1,131,927 | 2 | 4 | 1 | 2 | 8 | 2 | 3 | 22 | －1 | 1.94 | |
| 福井県 | 764,152 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ＋0 | 0.00 | |
| 山梨県 | 807,084 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | ＋1 | 0.24 | |
| 長野県 | 2,037,228 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 | ＋2 | 0.19 | |
| 岐阜県 | 1,978,463 | 2 | 1 | 3 | 3 | 5 | 5 | 0 | 19 | ＋0 | 0.96 | |
| 静岡県 | 3,623,611 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 | 2 | 10 | －1 | 0.27 | |
| 愛知県 | 7,550,890 | 19 | 9 | 14 | 34 | 38 | 24 | 49 | 187 | ＋16 | 2.47 | 「警戒領域」として、①感染防止対策の徹底、②高齢者等への拡大防止、③不要不急の行動自粛・行動の変容（大人数での会食や宴会の自粛など）、④東京を中心とする首都圏への不要不急の移動の自粛を要請 |
| 三重県 | 1,771,147 | 4 | 5 | 3 | 1 | 5 | 5 | 1 | 24 | ＋0 | 1.35 | |
| 滋賀県 | 1,412,846 | 1 | 0 | 2 | 2 | 3 | 4 | 5 | 17 | ＋4 | 1.20 | |
| 京都府 | 2,573,371 | 5 | 7 | 3 | 5 | 5 | 11 | 5 | 41 | －13 | 1.59 | |
| 大阪府 | 8,824,394 | 39 | 67 | 39 | 66 | 62 | 66 | 48 | 387 | －11 | 4.38 | 大阪府新型コロナ警戒信号：黄信号<br>・多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会は控える<br>・感染防止宣言ステッカーを導入していない、酒類の提供を行う飲食店等の利用自粛 |
| 兵庫県 | 5,446,299 | 27 | 13 | 1 | 9 | 12 | 22 | 16 | 100 | ＋11 | 1.83 | |
| 奈良県 | 1,324,985 | 1 | 1 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 8 | －2 | 0.60 | |
| 和歌山県 | 915,725 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 | ＋2 | 0.43 | |
| 鳥取県 | 552,111 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ＋0 | 0.00 | |
| 島根県 | 667,971 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 | ＋0 | 0.44 | |
| 岡山県 | 1,884,616 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 | 5 | ＋1 | 0.26 | |
| 広島県 | 2,799,355 | 3 | 8 | 5 | 3 | 10 | 11 | 16 | 56 | ＋15 | 2.00 | |
| 山口県 | 1,327,425 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3 | ＋2 | 0.22 | |
| 徳島県 | 722,653 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ＋0 | 0.00 | |
| 香川県 | 950,306 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ＋0 | 0.00 | |
| 愛媛県 | 1,329,285 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ＋0 | 0.00 | |
| 高知県 | 699,522 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | ＋1 | 0.14 | |
| 福岡県 | 5,109,115 | 1 | 2 | 1 | 5 | 5 | 6 | 4 | 24 | －3 | 0.46 | |
| 佐賀県 | 809,486 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | ＋0 | 0.12 | |
| 長崎県 | 1,313,322 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ＋0 | 0.00 | |
| 熊本県 | 1,737,660 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | ＋0 | 0.05 | |
| 大分県 | 1,126,741 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ＋0 | 0.00 | |
| 宮崎県 | 1,064,681 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ＋0 | 0.00 | |
| 鹿児島県 | 1,591,674 | 1 | 11 | 0 | 4 | 7 | 5 | 6 | 34 | ＋6 | 2.13 | |
| 沖縄県 | 1,457,733 | 7 | 6 | 13 | 6 | 7 | 20 | 20 | 79 | ＋5 | 5.41 | 警戒レベル第3段階「感染流行期」継続中 |
| 計 | 125,953,731 | 305 | 323 | 212 | 478 | 571 | 637 | 478 | 3,004 | | 2.39 | |

・「直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数」　2.5～　5.0～　※9/14の新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において基準変更

都道府県名 で着色した都道府県については、現在往来の必要性を検討した上で慎重に判断し、往来する場合にあっては慎重な行動を呼びかけています。

都道府県名 で着色した都道府県については、現在感染防止対策を徹底した上で、慎重な行動を呼びかけています

※人口は各都道府県発表の人口推計による（8/1時点での最新のもの）。北海道は発表がないので住民基本台帳人口より。

※各都道府県の新規感染者数は長野県の独自調査による。

※直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が5.0又は2.5を1週間下回った場合、呼びかけを変更します。